平成29年3月第9回亘理町議会定例会会議録(第3号)

\bigcirc	平成29年3月	7日第9	回亘理町議会定例会は、	亘理町役場仮設庁舎大会議室
l	こ招集された。			

- 応 招 議 員(17名) 1 番 鈴 木 高 行 2 番 渡邉重益 3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦 5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進 7 番 8 番 安 藤 美重子 渡邊健一 9 番 髙 野 孝 一 10番 佐藤正司 12番 大 槻 和 弘 13番 百 井 いと子 鈴 木 邦 昭 14番 15番 木 村 満 16番 熊田芳子 17番 佐藤アヤ 18番 佐藤 實
- 不応招議員(0名)
- 出席議員(17名) 応招議員に同じ
- 欠 席 議 員(0名) 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

	長				貞	副町長				
町		齋	藤			企画財政課長	三月	部	貞	雄
						事 務 取 扱				
ώλ ₹ /r	# # F	17 	部	清	茂	企画財政課	日日	本	博	之
総務	課 長	阿				財務班長	関			
企画	財政課	/->	戸	和	博	企画財政課	±	4n	\ /-	≠
企 画	班 長	宍				復興管理班長	南	部	浩	秀
用 地	対 策	山	田	勝	徳	124 75 ≑田 〒	नाई	.1.	-11-	男
課	長					税務課長	西	Щ	茂	
町 民	生 活	南	條	با ر	_	短 知 無 臣	<i>I</i> +-	藤	*	弘
課	長			守		福祉課長	佐		育	
被災	者支援	古	田美和	± ∓n	子	健 康 推 進	1221	元 比	í B	美
課	長			E MI		課長	lтl			
農林	水 産	र्चार्ड	藤	土.	夫	商工観光	र्स्स		義	弘
課	長	齌		幸		課長	齋			
都市	建設	佐々	々木	Į.	見	復興まちづくり	袴	田	英	美
課	長			八		課長	竹豆			
上下	水 道	ЛП	村	裕	幸	会計管理者	牛	坂	昌	浩
課	長					兼会計課長	7			
教 :	育 長	岩	城	敏	夫	教育次長	鈴	木	邦	彦
教		石	切入	땣		兼学務課長	亚巾			
生 涯	学 習	佐	藤	和	江	農業委員会	菊	地	和	彦
課	長			<i></i> ተከ		事務局長	利			
選挙管	選挙管理委員会		部	清	茂	代表監查	澤	井	俊	_
書	記長	冏	비	刊	1%	委員	1辛	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	区	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長渡辺壮一 庶務班長 伊藤和枝

議事日程第3号

[議事日程表末尾掲載]

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議 長(佐藤 實君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(佐藤 實君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番 安藤美重子議員、8 番 渡邉健一議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議 長(佐藤 實君) 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

14番。鈴木邦昭議員、登壇。

[14番 鈴 木 邦 昭 君 登壇]

14番(鈴木邦昭君) 14番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、1項目、官製談合と入札について、2項目が高齢者の免許証 返納に対する支援事業についての2項目質問させていただきます。

私は、昨年の12月、官製談合について6点質問予定でございましたけれども、いろいろございまして取り下げいたしまして、今回、また角度を変えて質問させていただきます。

本町で、官製談合防止法違反などの罪で、昨年10月19日、本町職員1人と業者3 社から逮捕者が出たわけでございます。本町行政に対する信頼が極めて損なわれる 事態となりました。

その後、本町では、昨年12月、二度と官製談合事件を起こさないようにと、亘理 町入札制度改革基本方針、これを取りまとめたわけでございますけれども、そこで、 きょうは官製談合及び入札について4点質問させていただきます。

まず初めに1点目、東日本大震災復旧復興工事において、落札率99%以上、これが約5年間で多々あり、業者の積算性の正確さと議会では我々は説明を受けてまいりました。今後、95%以上の落札率が続いた場合でございます。公正な競争がなされているか否か調査し、入札の適正化を図ることについて、本町の考え方について答弁をお願いいたします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 落札率の問題につきましては、これまでご説明してまいりましたとおり、工事の積算基準に関する図書が公表されていること、さらには精度の高い工事の積算システムが普及していることなどから、予定価格の類推が容易となっており、落札率の高いもの全てが談合の疑われるものとは限らないと考えております。

しかしながら、今回の問題が発生したことから、昨年12月に策定いたしました亘理町入札制度改革に基づき、今年度内に亘理町入札監視委員会条例を制定し、来年度から亘理町入札監視委員会を設置することで、入札及び契約事務の公正な執行と透明性を高めていきたいと考えております。

この委員会の大きな役割といたしましては、入札が公平で公正な競争性のもとに 実施されているかを調査するものであり、大学教授や弁護士といった学識経験を有 する方々を委員に委嘱する予定としております。

審議の内容につきましては、委員の方々が抽出した入札や契約案件に対する意見 だけではなく、落札率などに関する調査についても実施して、またその結果に対し てもご意見をいただくことで入札の適正化に努めてまいりたいと考えております。

また、調査結果に基づきまして、談合の疑われる事案につきましては、公正取引 委員会へ情報提供するなどの措置についても、今後、ぜひ検討していきたいという ふうに思っております。

議長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

14番(鈴木邦昭君) 今回、入札監視委員会を設置されたということでございますけれど も、今まで臨時会もしくは定例会の中で、一般競争入札で99%以上と高い落札率、 そしてまた、この高い工事物件に対して、私は何度か質問してまいりました。

当時、当局からの説明は、近年、各企業体積算システムが確立していると。今、町長がおっしゃったとおりでございます。特に、建築工事については部材と共通単価等が公表されている。そしてまた、積算性の正確さということから、こういう結果になったということで、99%以上が出ているんだと、こういうこと、これは私も理解して聞いておったわけでございますけれども、確かに最近は各業者、コンピューター管理しております。そのために、やはり積算性は昔と比べたらはるかに確かに違っていると、私はこう思っているわけでございますけれども、しかし、余りにもですね、99%以上の落札率が続いたということは、これは本当に積算性の正確さだけなのかなと、私は心に思っていたわけでございます。

2011年11月以降、これは私が初当選いたしました、それ以降、昨年12月までの工事物件の落札率、私、調べたわけでございますけれども、工事物件については、議会の報告は5,000万円以上の報告となっておりますけれども、この報告が121件あったと思います。ちょっとずれているかどうかわかりませんけれども、私、調べたところでは、一応121件あったように思われます。その中で、99%以上というのが36件ございました。率にして29.75%、約3割です。121件中3割が99%以上と出ております。そしてまた、95%以上99%、これが49件。要するに今のを合わせますと、85件があったということでございます。85件ということは、121件に対して85件、70.24%、約7割が95%以上あったと、こういうことでございます。

その中で、一番高い落札率というのが99.96%でございます。もう100%です。これには、私もびっくりしたわけでございますけれども、確かにコンピューター管理しているからということで、こういう数字が出たのかどうかわかりませんけれども、この予定価格に対する落札額の割合が100%に近いというほど、落札業者の利益が

大きくなるわけですね。そういうことによって、それだけ税金が大きく使われると、 こうなることだと、私は思っております。

特に、平成27年、一昨年、事故があったようでございますけれども、一昨年の9月の定例会の報告から、昨年の12月の定例会までの約15カ月間になりますか、この間に31件報告がございました。5,000万以上がですね。その31件中、99%以上というのが何件あったか。20件ございました。そして95%、99%というのが10件ございました。もう30件、95%以上が30件、ずっと続いたわけでございます。そしてまた、その中に86.5%というのが1件だけございました。私は、これが正常な入札率なのかなとも思ったわけでもございます。そうとも限らないとも思いますけれども、私は昔、やはり会社で働いているときに、やはり塗料業界で働いておりましたけれども、こういった公共物件の入札、いろいろなことを聞いてきました。大体、こんな感じでしたね、パーセントからいきますと。

そういうことを聞いてきたわけですけれども、こういったときに、やはり町民の 方からは、言われたことが、職員と業者に癒着はなかったのか、または価格の漏れ はなかったのかと、こういうことも言われました。それはもう、今は町のほうでは しっかりしていますということでは答えておきましたけれども、そしてまた、町民 の方から、議会に対する非常に厳しい言葉もいただきました。議員は何をやっとる んだと、こういうことも言われました。本当に、厳しいお叱りの言葉もいただいた ということでございます。

今後、入札し、そしてまた落札終了後、入札執行者から状況などを町長、町長が 不在のときは副町長、やはりすぐ報告を受ける、そして確認すべきではないかと、 このように考えますが、この点についていかがでしょうか、伺います。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 先ほども申し上げましたように、高い落札率が続いたということ、 そういった事実も確かでございます。そのための、今回、いわゆる談合等の疑いそ の他含めまして、先ほど申し上げましたように、入札監視委員会というような機関 を設けまして、そこでもってしっかりと検討していただくということで進めたいと いうふうに思っております。

議 長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

14番(鈴木邦昭君) 入札監視委員会、条例も出てきました。その中で、それなりに厳し

くなっていこうかと思いますけれども、今回、残念ながら官製談合となりましたけれども、私も裁判のほうに3回ほど聞きにいっておりましたけれども、検察側の冒頭陳述では、当初、担当課長不在の中で入札が行われたということを聞いております。というふうに検察側では話しておりました。今回の件について、入札執行者からすぐ、やはり報告を受ける、そして確認をしておれば、官製談合がもしかすると防げたのではなかったのかなと、私はこのように思っていたわけでございます。

その中で、やはり一番重要なことは報・連・相でございます。皆さん、この報・連・相は知っておると思いますけれども、報告・連絡・相談、これは必ず役場のほうに入れていただいた職員の中で、これをとにかく徹底していただきたいなと、このように思っておるわけでございます。

私は、会社にいても、これは非常に、倒産したとなると大変だったものですから、報告・連絡・相談、ましてや自衛隊にいたときは、これが一番徹底されました。これはやはり何といっても、皆さん方もこれは徹底するべきだと、私はこう考えていたわけでございますけれども、この点について、どうお考えでしょうか、伺います。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 入札については、執行権者が権限を持ってやるということでございまして、町長の権限ではございません。

議 長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

14番(鈴木邦昭君) 町長の権限ではないといえども、やはり町長これは聞いておくべき だとは思います、私は。きょうはどうだったのだと、そのぐらいは聞いておったほうがいいのではなかったのかなと、私は思っております。

2点目に入ります。

12月定例会で、先輩議員からも予定価格の事前公表について質問されておりましたけれども、私は、この件について、角度を変えてまた質問させていただきます。

入札制度改革の中に、予定価格の事前公表の実施とございますけれども、メリットのみが記載されておりました。これは、町職員と業者との、要するに癒着、そしてまた官製談合を防ぐための公共工事の入札予定価格の事前公表を実施するということだと考えているわけでございますけれども、この予定価格の事前公表は、危険性を伴っていると、私は考えますがいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 予定価格の事前公表につきましては、昨年の12月定例会における小野一雄議員の一般質問に対しまして、積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じることなどのデメリットもあるという旨を回答しているところでございますが、一方では、官製談合防止のメリットも大きいことから、昨年12月に承認をいただきました亘理町入札制度改革の実施計画書において、直ちに実施する項目として建設工事の入札に関して、現在、実施しているところであります。

予定価格の事前公表は、法令上の制約がないことから、他の自治体でも地域の実情に応じて実施しておりますが、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高どまりになることや、建設業者の見積もり努力を損なわせること、さらには入札談合が容易に行われる可能性があることなどから、国は、このような弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うよう、各自治体に要請しているところであるのも事実でございます。

しかしながら、今回、このような問題を二度と起こさないために講じた措置でございますので、状況を見きわめ、適切な対応をとりながら実施してまいりたいと、 そのように考えております。

議 長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

14番(鈴木邦昭君) 今、町長がお話ししました、昨年の12月、積算能力が不十分な事業者であっても、事前公表された予定価格を参考に受注する事態が生じるなど、デメリットがある一方におきましてと、こういうことを言っておりましたけれども、一般競争入札であれば、参加業者は予定価格がわからないわけでございます。そのために、各業者間の力量で工事費を積算する、そしてまた提出しているわけでございます。

そうしますと、この予定価格の漏洩とか、そういったものが起きるのではないかと、これこそ官製談合不正も起きやすい。そのために、入札予定価格の事前公表、これは私は理解いたします。そして、この事前公表は、透明性を高めることが目的であるということと、ただ、みずから積算せずに、予定価格をもとに工事費を決めて、この積算能力が不十分な業者でも入札に参加するという業者が出てくるのではないかと、こういったことと、それから、落札額の下限に応札が集中しやすいのではないかと、こういう問題が起きないかということと、それから、低価格で受注し

た場合、要するに安過ぎるとどういう結果が起きるかといいますと、粗雑工事とい うのが出てくるのではないかと、こう考えるわけでございます。

民間談合、先ほど談合が起きるということを言っておりましたけれども、確かに 民民談合、これはもうどういうことをやっても談合はやっているんです。これは私 も、実際に見てきました。たたかれても、やはりやっているんですね、わからない ところで。これは非常にすばらしいことをやっているなと思って聞いておりました けれども、やはりそういった危惧しているわけですけれども、予定価格の事前公表 で弊害が生じた場合、先ほど答弁がありましたけれども、やはり適切な対応をとら ざるを得ないと思いますけれども、どのような対応をとられるのか伺います。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 先ほども、第1間で申し上げたと思いますけれども、いわゆる業者 談合が疑われる場合、これはさっきの監視委員会、これによって検討していただい て公正取引委員会のほうにお知らせすると、お願いするという形になろうかと思い ます。

この件につきましては、仙台市、宮城県もこの制度は取り入れていますけれども、これは宮城県、仙台市の場合はいわゆる首長までといいますか、知事あるいは市長までの、たしか案件、事件だったのではないかと、それを契機に取り入れたのかなと、私も判断したんですけれども、今回の場合、当初の予定では、一応委員会の発足をもって、たしか考えますということで、議会のほうにはご相談した経緯があろうかと思いますけれども、議会の皆さんのほうからも、即やるべきではないかというご意見があったと、私も伺っています。

というのは、このことは、議員おっしゃるように、いわゆる職員の立場を守るという面でも、非常に大きな面があるわけなんです。ですから、この面があるものですから、私もちょっと遠慮していたんですけれども、皆さんのご賛同の中でということで、今回、即取り入れた、そういった経過もあります。そういうことでございます。

議 長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

14番(鈴木邦昭君) 経過については、述べられたとおりで、我々もある程度のことは理 解しておりました。

それから、もう一つお聞きしますが、本町で作成しました亘理町建設工事請負契

約に係る予定価格事前公表の取り扱い要綱というのを出しました。この件についてですけれども、亘理町指名委員会が業者を選定することと思いますけれども、この選定に当たって、これからどのように選定されるのか。今まで議会に、工事案件について説明されたのは、業者については代表者は亘理町内に本社または本店を有する事業者、そして代表者以外の構成員は北海道、それから東北のどこどこ県、どこどこ県と言われていましたけれども、に本社または本店を有し、総合評定値が何百点以上、600点、700点、800点ということを聞いておりましたけれども、そういった何百点以上のものが条件となっていると、このように説明を受けてきました。

今後、やはり総合評定値だけではなく、やはり入札に参加する会社の損益計算書、 それから貸借対照表、こういったものも取り寄せて、やはりその会社の財務内容も しっかり調査して入札するべきと考えますが、この件についていかがでしょうか。

- 議 長(佐藤 實君) 町長。
- 町 長 (齋藤 貞君) 総合評価の件だと思うんですけれども、この辺も、これから検討と いうことになろうかと思います。
- 議 長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。
- 14番(鈴木邦昭君) 検討という言葉をまたいただきました。以前、検討ということについて、どういうことなのか、またこれも後で確認させていただきたいと思います。

なぜ損益計算書が大事かと、貸借対照表が大事かということでございますけれど も、以前、本町で丸鳶平組復旧復興工事建設工事共同企業体として、北海道の伊達 市から入札で示された会社がございました。これは皆さんご存じだと思います。

平成25年10月、工事中に倒産した経緯がございました。JVを組んでの工事でございます。JVを組んだ業者に相当迷惑がかかったのではないかと、私は思うわけでございます。そのために、やはり総合評定値、要するに評点だけではなく、損益計算書も取り寄せて、その会社の財務内容をしっかりとつかむこと、これが私は重要でないかと、このように思うわけでございます。

丸鳶平組の当時の総合評定値、非常にいい数字です。特に評点、もう600点、700点、800点とございます。相当大きな現場をやっていたんでしょうね。これだけの数字がございます。すばらしいなと思って見ていましたけれども、損益計算書を見ました。経常利益、経常を見ますと、売り上げは3億5,000万やっているのに、粗利が300万、粗利ですね、それから2011年にも、やはり3億6,000万やっているけれ

ども、粗利が200万。そして2012年には、売り上げが2億2,000、下がっています。 そして、経常が1,600万マイナス、プラスではないんです、マイナス。これはもう 潰れるなというの、見てすぐわかります。

そして、本町に2013年の5月31日入札で入ったということでございますけれども、 やはり、このように損益計算書を取り寄せて、その会社の財務内容、実態をしっか りつかんでいくことが、私は大事ではないか、重要ではないかと、こう思うわけで ございます。

現在、予定価格の事前公表、これで入札は進んでいると聞いておりますけれども、委員の方々、その会社の財務もやはりしっかり見きわめて入札に参加させていただきたい。工事中に倒産したということがあれば、また迷惑がかかる、工事がおくれていくということになろうかと思いますので、ぜひ、そこのところは見きわめていただきたい、このように思います。

3点目に入ります。

業者と接する場合、公私の区分をはっきりさせるため、業務上使用する携帯電話を配置し、業者との連絡は個人の電話を使用しないなど配慮すべきと考えるが、町 長の考えについて伺います。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) 職員が公務において使用する電話につきましては、基本的には公用 の電話を使用することが原則となっておりますが、携帯電話の普及によりまして、 出張先や現場などから個人の携帯電話を公務において使用するケースもあるかと思 います。

また、災害発生時における連絡体制の強化策として、個人の携帯電話を利用したメール配信も行っており、一部公務に使用しているところでもあります。

公私の区別をはっきりさせることは、大変重要なことであり、公用の携帯電話を 配置することで、業者との連絡をとる際などに個人の携帯電話を使用させないよう 配慮することは、検討すべきと感じるところではございますけれども、配置する携 帯電話の購入及び管理体制、さらにはランニングコストなどを考慮すると、なかな か難しい問題でもあると思うところであります。

ご指摘の内容につきましては、これまで以上に公務員倫理と法令遵守の徹底、さらには綱紀の粛正により個人の携帯電話の使用に当たっては、細心の注意を払うよ

う強く内部で指導してまいりたいと、そのように思っております。

議 長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

14番(鈴木邦昭君) 今、聞いたとおりになろうかとは思ってはいましたけれども、やはり、業者との連絡は、机にある固定電話もしくは町で用意する携帯電話にすることによって、不当要求から職員を守ると、こういう環境を構築するためにも、業者との連絡は個人の携帯電話を使用しないというのは、非常に重要ではないかと、私はこのように考えておりました。ぜひ、再度考えていただきたいと、このように思っております。

4点目に入ります。

今回の事件は、職員のコンプライアンスの欠如があり、不当要求への対応に問題がございました。

本町では、対策マニュアルの作成や官製談合防止法等の研修を本町の職員に対し 開催したようでございますけれども、今後も職員に徹底を図り、改めて官製談合の 撲滅、そしてまた法令遵守することについて、町長の考えを伺います。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) 入札談合について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、去る2月7日と8日に公正取引委員会東北事務所の職員に講師をご依頼して、 4回に分けて全職員を対象に、入札談合等関与防止法に関する研修会を開催させていただきました。

また、2月9日から10日にかけまして、東京で開催されました不祥事防止と対策マニュアルのつくり方に関する研修会にも職員2名を派遣したところであります。この研修会の内容をもとに、今後、入札制度に係るもの以外のものも含めました不祥事の防止と、その対策に係るマニュアルを作成する予定でおります。

そして、全職員を対象とした入札談合等関与防止法に関する研修会については、 私も受講させていただきました。改めて、法律の基本的な内容や官製談合の防止策、 さらにはさまざまな事例をもとにした対応策を勉強したところでございます。

入札談合の排除や未然防止、さらには官製談合を撲滅するためには、今回取りまとめました亘理町入札制度改革に基づく取り組みを、まず着実に推進するほか、職員のコンプライアンス意識の向上はもとより、法令等に対する知識の習得が大変重要であると考えております。このため、今後においても定期的に行政職や技術職、

新規採用職員向けといったそれぞれの職務、職責等に応じた内容で研修会を継続し、 実施していきたいと考えております。

議 長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

14番(鈴木邦昭君) 官製談合防止法の研修等、本当にお疲れさまでございました。また、 全職員に徹底したようでございますけれども、この官製談合ということについて、 役場職員の方々、今まで本当に知っていたのかと。今までですよ。今回の官製談合 事件の裁判を傍聴しておりまして、検察側が、今回の入札のやり直しが官製談合と いうことを知っていたかということを言っておりました。それに対して、本当にか わいそうですけれども、今は被告人になっているんですね、前課長が、入札のやり 直しが官製談合だとは知らなかったと、このように言われておりました。

しかし、これは私はわかっていても、やはりそのように言わざるを得なかったのかなと、そのときは聞いていてピンときたわけでございますけれども、もし、このように本当にわからないという方がいれば、先ほどコンプライアンスの欠如と話しましたけれども、今まで、町職員に対する教育はどうなっていたのか。これを考えるに、重大なことと私は考えますが、研修は今後、新入職員の方もしなければいけないでしょう。毎年どのぐらいの頻度でやったらいいのかなという、そういう考えを持っているかどうか伺います。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) まだ素案の段階だと思うんですけれども、総務課長のほうより答弁 させます。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 研修につきましては、階層別の研修の中で研修所に行ってやる新 採用職員の研修等もございますし、役場内で課長のほうから各課の項目等を含めて 業務内容も含めてのお話なんですけれども、研修を行っております。その中で、総 務課担当としては、この法令遵守の関係も徹底して、公務員法の内容も指導してま いりたいと思っております。以上でございます。

議 長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

14番(鈴木邦昭君) 今回、仙台地裁で初公判が昨年の12月26日、そしてまた2回目が2月8日、3回目が2月15日と、3回開かれたわけでございます。3回目の公判では、 論告求刑が1年6カ月と出ました。これは、皆さんも新聞を見てわかっていると思 いますけれども、最終的には、今月末ごろ裁判長から判決が下されると、こういう ことでございます。この件については、やはり厳しく受けとめなければならないと、 このように思います。

今回、検察側の冒頭陳述では、亘理町の30年前のことからお話がございました。 そしてまた、今回までのこれを聞いていて、私はもう本当に腹立たしいところもご ざいました。そしてまた、本当かと、このように疑うような内容もございました。 いずれにしても、職員の方々は、悪いことは悪い、そしてまたその悪いという、 断る勇気、また上司に相談ができる体質、これをしっかり私はつくるべきと考えま すが、この点について、どう考えますか。町長、答弁をお願いします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 議員おっしゃるとおりだと思います。私も前職37年間、毎日いわゆる競売の現場におりまして、これは本来、仙台市中央卸売市場、政策的なことをやれば、仙台市がやればいいわけなんですけれども、民間に委託。ただし、民間であっても、いわゆる中央卸売市場法、政令、省令、それから仙台市条例、規則、それから要綱、これらを全て講習を受けます。3年に1回の資格試験があります。これに合格しないと競り人とはなれないわけでございまして、民間であってもそのように。仮に、日常の生活の中で、仮に仙台市職員が執行したら、これは恐らくはしょっちゅう抵触するのではないかと思います。そのぐらい厳しい環境でもあったわけで、民間でもそのぐらいやったということでございますから、十分、私はこの法令遵守のことについては、身をもって経験しているものでございますから、議員おっしゃるとおり、今後とも進めてまいりたいと、このように思います。

議 長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

14番(鈴木邦昭君) 入札や契約の制度をつくるというのは、やはり発注者の責任、要するに私は町長の責任だと、このように思うわけでございます。そして、今回のは単なる事故での逮捕ではございません。一番悪と言われている官製談合ということを、しっかり考えていただきたいと、このように思います。

そしてまた、しっかり責任を示さなければ、亘理町民の皆様に、やはり何といっても示しがつかない、このように思います。この官製談合の責任は重いということを胸に刻んでいただきまして、二度とこのような信頼を損なわれるようなことがないよう、努めていただきたいと、このように思います。

2項目に入ります。

2項目は、高齢者の免許証返納に対する支援事業についてでございます。

最近、全国的に高齢者運転による悲惨な交通事故の増加が後を絶ちません。運転者は、加齢とともに視力、判断力、注意力、瞬間の反応、動作、情報処理能力、これが低下してまいります。また、ブレーキやハンドル操作のミスも重大な事故を招いてしまうことが考えられます。

この重大事故を未然に防ぐために、運転免許証を返納された高齢者に対し、町民 バスの無料乗車証明書の交付またはタクシー利用券を交付することについて、町長 の考えについて答弁をお願いします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 近年、高齢者人口の増加に伴いまして、交通事故に占める高齢者事故の割合が高くなっており、昨年は高齢者による交通事故が大きく報じられ、社会問題化した感もございます。

相次ぐ高齢者ドライバーの事故を受け、認知機能チェックを重視した改正道路交通法が、今月の12日に施行されます。これは、75歳以上のドライバーが運転免許更新時に認知機能検査を受け、認知症の恐れがあるとされた場合、医師の診断を受けることが義務づけられ、認知症と診断された場合は免許証取り消しなどの対象になることや、免許更新時以外でも、信号無視などの違反行為があれば、臨時の認知機能検査を受けなければならないものであります。

この改正によりまして、加齢によって認知機能が低下することを高齢者本人にも 自覚していただき、安全運転意識を少しでも高めていただければと思っております。

亘理町としても、高齢者ドライバーによる交通事故が増加している現状を踏まえ、 毎年、高齢者ドライバーによる事故防止のための交通安全教室を開催し、また、交 通安全母の会が高齢者世帯を訪問を行いまして、交通安全を呼びかけるなど、啓発 に取り組んでいるところであります。

また、今年度策定した宮城県第10次宮城県交通安全計画では、高齢者支援施設の推進が盛り込まれ、自動車等の運転に不安を有する高齢者が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るべく、運転経歴証明書制度の周知や、持続可能な地域交通網の形成に資する地域交通の整備、拡充に努めるとされているところであります。

こういった点を踏まえまして、亘理町といたしましても、県と連携を図りながら

運転免許証を返納しやすい環境づくりを進めるとともに、返納者だけではなく、高齢者福祉の観点からもデマンドタクシーの運行を視野に入れた全体的な公共交通の再構築に向け、町民バスの運行経路や運行形態について調査、検証しており、今後、より一層利便性の向上が図れるよう、各関係機関と協議してまいりたいと考えております。

現在のところ、ご提言の返納者だけへの無料乗車券、無料乗車証ですね、あるいはタクシー利用券の交付はなかなか難しいと考えております。運転者の義務として、ハンドル、ブレーキ、その他の装置を確実に操作しなければならない点において、自分のみずからの危険、そして被害者を生じさせることを十分に認識し、高齢者ご自身、そして家族が運転状況を把握いたしまして、運転免許証の返納を勧めていくことが、一番重要と考えております。

議 長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

14番(鈴木邦昭君) 今の町長の答弁、私も理解はしますけれども、やはり私は、町民の 方から言われたのは、免許証を返納された方ですね、この方から言われたのは、亘 理町では何か特典はないのか。免許証を返納したけれども、何もないんだよねとい うことを言われました。また、中には、やはり返納したいけれども返納はできない。 なぜなら、病院、買い物それから銀行、ここに行くにはどうしても車がなければ行 けないんだということで、バスがあるとはいえども、なかなかバスにも停留所まで は遠いとか、そういった方もいらっしゃいました。そういったことも多く聞こえて きたわけでございます。

先月、亘理警察署の交通課長にお会いしまして、65歳以上の亘理町に居住されている方の事故発生状況と、それから免許証の返納者の状況を聞いてまいりました。まず、交通事故発生状況でございますけれども、平成28年1月から12月まで、町内で起きた人身事故、96件あったということです。そのうちの65歳以上が25件、そしてまた物損事故でございますけれども、町内673件あったそうですけれども、65歳以上が148件あったということでございます。

運転免許証の返納件数でございますけれども、これは3年間教えていただきました。26年、27年、28年と。平成26年自主返納件数が17件、平成27年が27件、平成28年が自主返納された方が37件と、このように年々返納者がふえております。やはりこのようにふえているわけですけれども、それでもやはり、町として厳しい状況だ

ということでしょうか、伺います。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) 数字的な状況については、総務課長のほうより答弁させます。

議長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) ただいま議員の申されました警察署の資料については、うちのほうでも入手してございまして、つけ加えますと、65歳以上の高齢者人口、29年1月末現在で9,790人、そのうちの6割ちょっとぐらいになるんですか、7割まではいかないんですけれども、65歳以上の運転免許保有者については5,658人ということで、これは昨年末の状況でございますけれども、そういった状況で65歳以上の免許取得者は大分いらっしゃると。それで、先ほど事故の件数等も説明がありましたけれども、そのパーセント的には、ある程度同じ運転者の立場とすればあり得る数字かなとは思います。

それで、返納の数につきまして、年々ふえてきているわけですけれども、高齢者自身も新聞報道、それからテレビ等のメディアでも、駐車場での事故とか、店に突っ込んだとか、そういう事例が、アクセルとブレーキの間違いとか、単純な間違いなんですけれども、それが操作がうまくいってないという認識も含めて高まってきている現状からふえてきているのかなとは思います。

ただ、先ほど町長が答弁しましたように、無料の関係の乗車証については、町全体の交通網の関係を含めて、免許証を持ってない方もいらっしゃるわけでございますよね。その人も正確には困っているわけなので、その点を含めながら考えていくべきということで、町長のほうで答弁した次第ですので、ご了解いただきたいと思います。

議 長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

14番(鈴木邦昭君) 内容については了解しましたけれども、この亘理町の近辺、大河原町、川崎町、角田市、こういったところで、やはりそれぞれ自主返納者に対する支援策をやっているようでございます。

まず、一番多いのが、仙南地域で自主返納が多かったのが角田市でございました。 角田市で28年、昨年は52件ございました。そしてまた、返納者に対してはデマンド タクシーの利用券、それから阿武隈急行乗車券が1万以内の交付と、このようになっておりました。 それから、大河原町では、返納者に対してはデマンドタクシー1万5,000円相当の利用回数券を贈呈されていると、こういうことでございました。そしてまた川崎町では、町民バス無料の乗車証明書の交付と、こういう形で支援しておりました。

今、各市町村、自主返納者に対しては、いろいろ支援をしているわけでございます。ぜひ、本町も何とか体制づくりを確実に取り組んで実施していただきたいと、 このように思うわけでございます。

以上で質問を終わります。

議 長(佐藤 實君) これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、5番。小野典子議員、登壇。

[5番 小 野 典 子 君 登壇]

5 番(小野典子君) 5番、小野典子です。

2項目について、質問をさせていただきます。

最初の質問は、これからの図書館のあり方についてです。

平成6年の開館から23年、亘理町立図書館は、町民の多様な学習意欲に対応して、常に新鮮な図書資料を提供し、またみんなの居場所として親しみやすく利用しやすい運営に努めてきていると思います。町のあらゆる施設の中でも、最も利用の多い場所ではありますが、最近は特に、午前中の利用者が少ないことに寂しさを感じています。

そこで、近年の開館日数と利用者数を、震災で締めくくった平成22年度と平成27年度の集計で見てみますと、平成22年度は266日、16万2,544人であったのに対し、平成27年度は282日、11万8,097人と、開館日数は16日多いのにもかかわらず、利用人数は約27%減少しています。貸出利用者数についても、貸出冊数、登録者数についても同様であります。

そこで、次の4点を質問します。

初めに、最近の利用減少傾向をどう捉えていらっしゃるかお伺いします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 生涯学習関係ですので、教育長のほうから答弁いたします。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) それでは、小野議員のほうにお答えします。

全国的に、図書館利用者の減少傾向が見られる昨今でございますが、本町におき

ましても、東日本大震災がございました。そしてまた、それに伴う社会的傾向による人口減少、震災前から比べると、約1,100人ほど減少しているわけでございますが、そういうことを踏まえて、本町の利用者の減少がうかがえる状況にあるということでございます。

本町におきましては、平成27年度に、利用者の利便性を高めるために、毎回当たりの貸出冊数につきまして、本を7冊から10冊、3冊ふやしております。それから、視聴覚資料関係につきましては、2点から3点ふやしておるわけでございます。冊数が多くなったということも踏まえて、このことが利用者及び貸出利用者の減少に関係しているのではないと思われます。ただ、1人当たりの貸出冊数については増加しているという状況にあります。

以上でございます。

- 議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。
- 5 番 (小野典子君) ご答弁にもありましたように、利用者減少というのは大震災後の人口減少というだけではなくて、やはり社会的な環境の変化によるところが大きいと。 それに対して、貸出冊数などを多くして対応しているというようなご返事がありましたが、これが全国的な傾向であるという、それを裏づけるような資料がここにございますので、お聞きいただきたいと思います。

昨年9月26日の読売新聞ですけれども、公共図書館の数は2015年4月現在で3,261館です。国会図書館が2014年12月に行いました全国の二十以上の5,000人が回答したネット調査の結果、1年間に公共図書館を利用しなかった人は6割、過去に全く利用したことがない人も2割いたということです。

また、別の調査なんですけれども、全国の公共図書館の図書情報を流している日本図書館協会の調べです。全国の本屋、書店の数は、昨年5月現在、1万3,041店で、2,000年のころの6割に減少しているということです。その一方で、五、六年前から町中には本の好きな人のたまり場みたいな私設の図書室、図書館が誕生しまして、その数は公共図書館数の約3分の1にも上っているというようなことです。

これらの状況について、協会では、サービスそれから蔵書が余り変わりない公共 図書館から利用者が遠のいて、飲食やイベントなどの快適な私設図書館が受け皿に なっているのではという分析をしております。

このように、公共図書館の利用者減少は、教育長がおっしゃるように当町図書館

のみならず全国的な傾向であることがわかります。でも、だからと言ってそれに甘 んじていていいという問題ではないと思います。黙っていても、図書館は利用され るという時代ではなくなってきているのです。図書館が今、転換期にあるというこ とを認識しまして、その魅力を高めていかねばならないと思います。

私自身も、ブックカートを用意してはどうだろうとか、書棚の仕切りをカラフルにしたほうがいいのではないか、あるいは福祉施設、介護施設にも貸し出ししてはどうかなど、目新しいことを考えているところでございます。サービスも蔵書も硬直化しているという言葉を払拭するために、図書館の新鮮さを売り出す取り組みもすべきと思います。

そういった観点から、2番目の質問は、利用者をふやすための方策をどのように 考えているかということです。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 平成27年9月定例会におきまして、5月の連休中に図書館を利用できないので、休館日を見直してほしいというご質問をいただきました。それを受けて、早速、昨年5月、利用者の増と利便性向上を図るため、ゴールデンウイーク中の全祝日を特別開館として開館したところであります。

それからまた、平日、仕事の関係で図書館を利用できない親子のために、夏休みになるんですけれども、親子を対象とした夜の図書館探検事業、そういう事業も実施して入館者をふやす努力をしているところでございます。

今後も、可能な限り幅広い多くの人たちに、図書館に行きたい、利用したいと思ってもらえるような図書館運営を常に意識しながら、工夫を重ね事業を企画するのはもちろんのことでございますけれども、さらに充実した図書館情報を発信していきたいというふうに考えております。

なお、昨年3月に策定いたしました亘理町子ども読書活動推進計画を策定したわけでございますが、それを踏まえて、今年度, 亘理町子ども読書活動推進会議というものを2月までに4回開いております。これは、読書好きの子供たちをふやす、あるいは読書に親しむ子供をふやす方策をいろいろ検討していただいて、そのことを提言いただいたことを、もちろん図書館だけではなくて学校のほうにも提示して、読書意欲の喚起につなげているわけでございます。

ちなみに、その会議の中で、27年度と比べますと、昨年、28年は平均の貸出冊数

でございますが、これは学校だと思います、小学校で平均6.7冊ふえています。中学校ではちょっとふえたというか0.3冊ほどふえているわけです。そういうふうに、この推進会議のご提言を踏まえながら、各学校のほうにお話をしながら、児童生徒の読書の意欲を喚起するように、今後も努めてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

- 議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。
- 5 番 (小野典子君) ただいまのご答弁では、方策の一つにゴールデンウイーク中の開館というのがありましたけれども、これはたしか、去年の3月議会で同僚議員からの提案が実現されてやれたことだと記憶しております。図書館としては、初めての試みだったわけですけれども、4日間多くあけてどのくらい利用が高まったかというあたり、もしわかれば教えていただきたいと思いますが。
- 議 長(佐藤 實君) 教育長。
- 教育長(岩城敏夫君) 具体的な数字は、ここに資料がちょっとないんですが、それでは担 当の課長、わかれば担当課長のほうから答弁させます。
- 議 長(佐藤 實君) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(佐藤和江君) それでは、ただいまのご質問でございますが、4月29日の昭和の日から5月5日こどもの日まで開館したんですが、その結果については、まず4月29日については322人、30日土曜日427人、1日日曜日374人、3日火曜日、ここから祝日ですけれども、330人、4日は355人、5日は408人という入館状況でございました。ちなみに、4月の土日の平均でございますが、430人になっているようでございます。以上でございます。
- 議長(佐藤 實君) 小野典子議員。
- 5 番(小野典子君) そうしますと、特別に休みの日をあけて人数がふえた分は、今の集計ですと1,415人となるかと思いますが、本当に4日間で1,415人、結構な人数だったと思います。この期間は、特にゴールデンウイークということで、どこに行っても道路が渋滞するというようなことから、図書館があいていて本当に助かったというような声も聞いております。利用しやすい図書館に、さらになったというわけですね。

ただ、昨年の場合ですが、土曜日と日曜日は通常どおり7時まで開館と、無理を してそのように組んだというようなことを聞いたことがあったように思うんですが、 いわゆるゴールデンウイーク期間中の特別開館なんですから、一斉に5時閉館としてもよろしいのではないでしょうか。いかがお考えですか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 議員がおっしゃるとおりでございまして、やはり職員の勤務時間というのもございますので、その辺は通常とはまた違った特別開館でございますので、 5時あたりにしていきたい。これは、昨年そういうふうにしたはずでございますので、来年度以降もそのような体制で考えていきたいと思っております。

議長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番(小野典子君) この試みが継続的にできるようにするために、職員側にとっても少 し手心を加えてご検討いただければと思います。

それからもう一つ、事業の拡大として夜の図書館事業というような事業もお話いただいたわけですけれども、やはり、日中来られない子供さん、子供はお父さんお母さんが来ないと来られないという方も、結構吉田、荒浜にはいるわけですから、そういった方々のために、夜に開いていただいたというのも、大変いい試みだと思います。もし、来年やる場合は、閉架図書室を見せたということを聞いておりますけれども、来年やる場合は、この閉架図書の図書も借りられるよというようなプレミアムをつけてはどうかなと思いますが、その辺、どうでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 子供たちあるいは親子で親しみやすい図書館にするために、こうい う事業もやっているわけでございます。したがいまして、今、お話があったような ことも検討させていただきたいと思います。

議長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番(小野典子君) もう1点、読書活動推進計画についてお話しいただきましたけれど も、現在まで4回実施されているというようなことをお聞きしました。いろいろな 面で、効果がもう出ているよと。小学校では6.7冊もふえているとか話があったわ けなんですが、これは、年間何回くらい開催して、内容的にどのような方向に進め ておられるのか、参考までにお聞きしたいと思います。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 基本的には、年4回ということで、小学校の学校長をリーダーにしていただきまして開いているわけでございます。

推進計画を策定する上でも、大体同じメンバーだったんですけれども、いろいろ保育所あるいは小中学校のアンケートをとったり、保護者のアンケートをとったりして、推進計画を策定したわけですけれども、まだまだ県あるいは全国の読書率までに達してない面があるものですから、何とか全国のレベルまで読書率を高めようというふうなことで取り組んでいるわけですけれども、4回の推進会議の中でいただいたこと、これを先ほど言いましたように、保育所あるいは学校あるいは保護者向けにいろいろ啓発を行って、少しずつ伸びてきていると、効果は見られるというふうに私は認識しております。以上です。

- 議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。
- 5 番(小野典子君) 図書館の司書も、何か子供にとても優しく声がけをして、一生懸命 本を読むんだよというような方向の優しさを見せているような気がして、本当にい い傾向だなと思っております。

それから、最近になって、図書館で水飲みを推奨してというか、ペットボトルで の水飲みを解禁にしたというような話がありますが、それでよろしいでしょうか。

- 議 長(佐藤 實君) 教育長。
- 教育長(岩城敏夫君) おっしゃるとおりでございます。やはり、水分補給というのは高齢者の方もいらっしゃいますので、長時間図書館に来て脱水症状されたのでは、ちょっと困るわけでございますので、ペットボトルぐらいであれば、大いに結構ではないかということで、そういうふうな対応をさせていただいておるところであります。
- 議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。
- 5 番 (小野典子君) やはりこれは、水分補給というのは時代の流れでもありますし、健康推進課のほうで一生懸命声がけもしているというようなことから、こういった環境を改善したということは、評価すべきことの一つではないかなと思っております。

私は、図書館に水道、水飲み場が一つもなかったということから、水飲み場を設置してはどうでしょうというふうに提案をしようと思って考えていたんですけれども、これでその心配がなくなったと思います。結局、ペットボトルを置いたからといって、図書が汚れるということはほとんどないというふうに周りの市町村から聞いております。名取市、利府町、蔵王町にも出向いたんですけれども、全くそういった心配はないというところでした。

ただ、飲んでいいところと、それからここは飲んではいけないよというあたりの

区割り、これをはっきり明示しておくべきと考えますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

図書館では、そのほかにも赤ちゃんタイムといって、お話し会に特別赤ちゃんを連れてきてもいいよというような子育で支援を一生懸命やったり、ボランティアの活動を支援したり、いろいろな社会教育事業もやっているわけなんですが、私も利用拡大に直接つながるかどうかわかりませんけれども、一つ提案をさせていただければと思っております。それは、テーマ展示に行政の課題をということです。

テーマ展示というのは、これまでも何度か行われてきています。例えば郷土料理、ガーデニング、例えば東野圭吾の特集などなど、テーマとリード文がすごくすてきなので、それに引かれて、つい手にとってみたくなるというのが魅力です。展示された本は、結構読まれているなと私は見ています。

このテーマに、これまで触れてはこなかったんですが、行政の施策、課題、まちづくりの問題なども取り上げてはと考えます。防災の問題、いじめの問題、2025年問題、健康と医療など、少々かた苦しいんですけれども、みんなに知ってもらいたい、考えてもらいたいということを取り上げて、課題解決の糸口を届けてはどうかと思っております。町民に必要な課題の気づきを促すというのは、町民のためにサービスをする自治体職員だからこそやるべきことではないかと思うようになりました。そして、図書館を直営する意義というのも、この辺にあるのではないかと考えるからです。

図書館職員だけだと、施策の流れにちょっと合わないことなども考えられますので、本庁の関係課の皆さんのご協力も得ながら、この行政課題をテーマ展示に取り組んでみてはいかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 今、議員さんがおっしゃったとおり、本町の課題はいっぱいあるわけでございます。それを図書館に集約して、そういうコーナーを設けることによって、関心の高い町民の方々が訪れることは間違いないだろうと思います。そのようなことも、今後検討していきたいというふうには思います。

議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番 (小野典子君) 図書館勤務を経験した自分が、当時はできなかったこと、その後、 よその図書館を見て歩いて気づいたことなどを申し上げましたけれども、町内には、 たくさんの図書館の愛用者がいます。それぞれに図書館にこうあってほしいという 意見を持っている人がたくさんいると思われます。図書館に対するニーズも多様化 していると思います。それらを把握し、検討、改善を加えて、今後の図書館運営に 反映させることも必要と思います。

そこで、もう1点、図書館が四半世紀を迎えるに当たりまして、町民の率直な意見を伺う住民調査の実施を提案したいと思いますが、どうお考えになりますでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 先ほど、子ども読書活動推進計画にアンケートとしまして、子供だけではなくて保護者にもアンケートをとっていますが、全町民対象ではございませんでしたけれども、少なくとも保護者の意見を反映した推進計画を策定しているということをご理解いただきたい。全町民を対象としたというのは、今のところ考えておりません。

議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番(小野典子君) それでは、質問の3点目に移ります。

図書館法第4条に規定されている専門職司書の仕事ですが、資料収集、分類配列、目録整備、相互貸借、統計、選書、新刊図書案内、読書案内、お話し会等々、多岐にわたっています。図書館司書は、自分の仕事として頑張っております。図書館で扱う資料の数は膨大ですし、その統計や目録整備などは奥が深くて、職員なら誰でもがすぐにできるというものではありません。また利用者が読みたい本を的確につかんで選書することもしかりです。利用者からの調べものをレファレンスと言っていますけれども、当館ではむしろ、このレファレンスが震災前よりふえています。こちらにも、司書の専門性や有能性が求められて、私は司書の手がもっと必要と感じています。

町は、図書館に指定管理者制度を導入しない、職員でやると決定したと聞いております。であるならば、なおさら専門職スタッフの確保をする必要があると思います。全体の図書館員数は変わらなくとも、変えなくとも、図書館運営に理解のある司書の数をふやすべきと考えています。司書資格が大層な資格だとは言いませんけれども、資格を持っているのと持っていないのとでは大きく違います。いろいろな教科を学んで勉強している分、図書館の存在に重要性、一つ一つの仕事の流れをよ

く理解しています。

ちなみにですが、こんな話を聞いたことがあります。某私立大学の図書館のことなんですけれども、5人の司書が職場を去った、追われたといいますか、後に、大学の事務官たちがその運営に当たったそうです。とてもうまくいかず、今度はその建て直しに司書を養成する大学教授等が一生懸命立ち向かったそうですけれども、これも蔵書点検などがうまくいかず、データはめちゃめちゃになり、信用を失墜したというようなことです。その後、何年かして、やはり司書を採用して少しずつ正常化しているというものです。図書館なんて誰がいても同じではないということだと思います。

そこでお伺いします。

3点目の質問です。利用者の求める情報を的確に把握し、きめ細かいサービスを 提供するため、専門職の司書をふやしてはどうでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) お答えいたします。

現在、図書館には2人の司書を配置しております。本の選書、館内の展示、お話 し会、団体の貸し出し、図書館の資料を利用される方へのお手伝いをするレファレ ンス等を行っています。

司書を増員することによって、さらにきめ細かい対応と事業展開ができるとは思いますが、現時点では、なかなか難しいと思われますので、今後も限られた人員の中で、職員が協力あるいは互いに研さんし合って、より質の高いサービスを提供していきたいと考えているところでございます。

議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番(小野典子君) 当町図書館の蔵書数ですけれども、もう既に16万冊を超えています。 単にほかの図書館と比べても、臨時職員を含めた現在10人の職員のうち、資格を持つ者が2人という数字は、ちょっと考えるべきだと思います。近隣市町の図書館の職員数と司書数を調べました。角田市は9人中6人、名取市は19人中13人、蔵王町は7人中4人、柴田町の場合は15人14人と90%を超えています。司書の資格者100%を目指している図書館もあり、どこでも司書に重きを置いております。

そしてまた、先ほど2人と言われましたけれども、当町の司書の方たちは、開館 当初に採用された同じ年代です。それ以後、全く司書の採用はされておりません。 何年か置きには本庁での自治体職員としての経験も必要となりますから、本当に多めにいたほうが越したことはありません。例えば、資格を持っている人、若い人を 充てるというようなことも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) このことについては、首長部局にも司書の資格を持っている職員が いるというのも聞いておりますので、今後総務課あたりとも十分連携を図りながら 検討していきたいと思います。

議長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番(小野典子君) 先ほど大変難しい問題だということはお聞きしておりますけれども、 資格者の割合をどのくらいまで、教育長としては上げたいとお考えになっておりま すでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 先ほども言いましたように、やはり専門職ですので、業務内容を適切に町民の方に提供できるということを考えれば、できるだけ多いほうがいいだろうと思いますけれども、具体的に何人だということを言われると、ちょっと今、返答はできないということでございます。

議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番 (小野典子君) では、最後にですけれども、司書といいますと本を管理するだけと 思われがちなんですけれども、そんなことではありません。図書館の運営、コスト 管理を学ぶなど、司書の中堅研修会などもあります。今後、そんな人材も育成して はどうかと思いますが、今後、ぜひお考えいただきたいということで、次の質問に 移りたいと思います。

ところで、本年1月10日付の河北新聞ですが、都道府県立、市町村立図書館 1,361館あります、そのうち497館、約37%の自治体図書館が、現在、まちづくりや 地域振興に役立つ事業を行っていると報じております。

岩手県紫波町の図書館では、データベース講習会で農業支援を、また広島市立中央図書館では、ビジネス相談会をやって経済活動への支援を、そして県内の多賀城市では、ご存じのとおり図書館をまちづくりの中心にして地域振興をしております。 以前訪れました山形県の尾花沢市民図書館でも、起業研修会、創業研修会を実施しておりました。 そこで、次の質問に移ります。

これからの図書館のあり方を、どうお考えになっているでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 図書館の設置目的に則しまして、生涯学習の拠点として、利用者の 多様なニーズに対応することはもちろんでございますけれども、本町は非常に歴史 があるわけでございます。文化もあるわけでございます。郷土資料、それから震災 がありました。震災記録を収集、整理した上で保有しながら、利用者の方に提供し ていきたいと考えているところでございます。

また、先ほども言いましたけれども、平成27年度に亘理町子ども読書活動推進計画を策定しておりますので、その計画に基づきまして小中学校等と連携をいたしまして、子供の読書習慣の推進に努めていきたいと思っています。

また、図書館においてお話し会に参加している仲間同士でママ友ができたというお話も聞いていますし、講座において興味を共有する仲間ができたというお話も聞いておりますので、図書館事業や本を介して人と人をつなぐことができればと考えているところでございます。

今後も、図書館の役割を果たすために、さまざまな事業を展開してまいりたいと思います。その上で、図書館とは、ただ開かれているだけではなく、常に多くの人に求められ、活用される施設でなければならないと考えているところでございます。以上です。

議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番 (小野典子君) 本当に、ただいま教育長が言っていただいたこと、納得できます。 現在、図書館では本の貸し出し業務も行いながら、それと並行して、各年代層に合ったさまざまな社会教育事業も充実させていますし、教育長がおっしゃったように、子供たちの読書推進の活動にも力を入れております。学社連携、学社融合、学校支援、読み聞かせの充実、ママ友の育成といいますか仲間づくりなどなど、本当に開かれた図書館、生涯学習の拠点としての意味は十分にわかると思っております。

ただ、生涯学習の拠点としての基盤整備は、私はもうほぼ十分にされているのではないかなと感じております。その方向性については、また、図書館の職員などとも、教育長さんからのご指導があって、さらにこの辺に力を入れるべきだよというふうにおっしゃっていただけると、さらによくなるのかなと感じております。

私は最後に、地域に根づく図書館として、やはり今後はまちづくりにも目を向けてはどうかなというふうに考えております。先ほど提案しましたように、行政課題やいろいろな施策を切り口にしてテーマ展示をするということは、住民の気づきと理解を促して、行政のまちづくりをサポートする一歩であります。テーマによっては、本を介して問題解決を支援し、地域づくりに一翼を担うこともできます。さらに進めて、関連の図書リストを作成したり、関係課と連携してワークショップや研修会を開催することなども可能です。これからの図書館は、生涯学習の拠点であると同時に、地域づくり、まちづくりを支援してはどうかと考えますが、いかがでございましょうか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) まさに図書館というものは、生涯学習の拠点であることは間違いないわけでございます。町民も、多くの方がそこを訪れるということでございますので、その中で、地域づくりとかまちづくりについてのいろいろな話し合い、あるいは講座等があれば、さらに内容も充実してくるのかなと考えておりますので、その辺は、もう少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

議長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番(小野典子君) みんなに愛される、利用しやすい図書館、まちづくりに役立つ魅力 ある図書館にしていくためにも、専門性のある司書の充実、そして本庁の皆さんと の情報交換や連携を密にされるように申し上げまして、1点目の質問を終わりたい と思います。

続いて悠里館施設の利活用について質問をいたします。

悠里館は、亘理町を象徴する建物です。町内外の人が行き交う場所として、常に 安全で明るく快適に整備される必要があると考えています。この観点から、次の2 点をお伺いします。

1点目は、2階の空き室。昨年3月までFMあおぞらが使用していた部屋のことです。閉ざされている空き室、ブラインドが光を遮断しているために暗くなっております。ここに人影が全くないということで、レインボーブリッジから図書館に向かうたびに、私はどきっとしてしまいます。きょうは開館日なのか閉館日なのかと迷うくらい、悠里館入り口が暗いんです。特に午後は。悠里館のイメージを損ねていると思います。約1年間、閉ざされたままなんですけれども、今後の利用計画は

どうなっているでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 悠里館は、私自身、亘理町のランドタワーだと思っております。したがいまして、観光客を集める生涯学習拠点でもあると思っているわけでございます。

悠里館2階南西の角の空き室でございますが、開館当初は商工会が運営する喫茶室として利用されておりました。私もそこに入ったことがあります。震災後においては、特定非営利活動法人FMあおぞらが臨時災害放送局として使用しておりました。昨年6月から空き室となっております、この部屋でございますが、開館時には休憩室という目的で設置したこともありまして、図書館といたしましては、利用者が自由に休憩できるスペースとして利用したいと考えてはおりますけれども、今後の利用につきましては、図書館というか生涯学習課、教育委員会だけではなくて、関係部署と十分連携を図りながら検討してまいりたいと思っているところでございます。

議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番(小野典子君) これから検討していくというようなことでありますと、今後の参考 事例といいますか、参考になるように引き続き質問を続けさせていただきたいと思 います。

あの空き室を考えた場合に、今の亘理町に必要なものが二つあると私は考えています。

一つは、町の魅力を発信する観光センターです。町の内外から亘理の駅におり立った人、悠里館前の駐車場に乗り入れた人、まず欲しいのは町の紹介チラシ、パンフレット、そして少しの予備知識だと思います。その情報を発信するにふさわしいのは、この部屋かもしれません。これから観光に、インバウンドにも力を入れようとしている自治体として、町の魅力を発信する観光センターの開設は当然のこと。今の亘理町に最も必要なものの一つと考えます。観光センターのことが、これまで話し合われたことはなかったでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) そのことについては、商工観光課とインバウンド関係で、例えば歴 史とか文化とか、そういうものについては話はしておりますけれども、観光センタ 一云々については、まだ話はしておりません。

- 議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。
- 5 番(小野典子君) さらにもう一つ、この空き室を考えた場合に、先ほど教育長が言われましたように、この部屋をサロンとして活用してはどうかと考えています。

もともと、設計図面では休憩室と計画されていた部屋です。図書館で知り合った 人と本の話をする、見ず知らずの方と我が町自慢をし合う、子供たちが大人と言葉 を交わしてコミュニティー能力を高める、また、大人が子供の遊びや育ちを見守る、 大声で話して笑ったりできる、そんな誰もが自由に出入りできる交流の場、サロン があれば、自然と活気とにぎわいが生まれると思います。さらに、それが人を呼ん で名実ともに町の中心になると思います。

空き室の面積は、約55.86平方メートルあります。例えば観光センターとサロンを一緒に設けることも可能な面積かもしれません。テーブルや椅子を置いて観光センターとサロンを併設してはどうか、こういったことを検討していただいてはどうかと思いますが、お願いできますか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 休憩スペース、サロンですね、開館当時、そういうふうなことで設計してあるわけでございますので、やはり、来館した方々がそこでいろいろな面で交流するというのは、私も望ましいし、そうあるべきだというふうに考えております。やはり、魅力ある図書館というものをどうあるべきかというものを、今後十分検討しながら、この空き室の利用の方向について、十分検討してまいりたいと思います。

議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番 (小野典子君) その際に、サロンにはぜひとも自動販売機のコンビニを設置すべき と考えます。商品も安いですし、採算の心配もありません。新鮮なおむすびとかサ ンドイッチを初め、飲料それからパン、スイーツなども買えますし、災害時には備 蓄にもなります。図書館を利用する子供連れのお母さん方や高齢者の方からは、せ めておむすびを食べる場が欲しいなと、いつもいつも言われています。初めて町に いらした方にも、学校帰りの人、仕事帰りの人にも一息つける場所になります。ち よっとした飲食が幸福感を満たして、にぎわいづくりのもとになるということは、 誰もがおわかりだと思います。図書館の利用が多くなるということも受け合いです。 自動販売機、コンビニの設置をぜひご検討いただきたいと思っております。

最後に、午後の時間帯に皆様ぜひ一度、レインボーブリッジから図書館のほうを 眺めて見ていただきたいと申し上げて、1点目を終わります。

それでは、2点目の質問に入ります。

展望台ホールについてなんですが、町内の各地から人の目を引く悠里館の展望ホール、多くの町民が亘理町を訪れた方を案内する場所でもあります。以前は、ホール内の壁面に町の特産品である大粒のイチゴ、そして樹齢が700年以上というシイの木の写真が飾られてありましたが、今は色あせて取り外されたのかと思います。かたい、かたい一連の椅子があるだけで、ほかは何もありません。

そこで、展望台ホールにソファーや望遠鏡等を設置し、観光客の集客にも資するよう整備をしてはどうでしょうか。答弁をお願いします。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 悠里館5階展望ホールでございますが、亘理町が一望できるという ことで、町内外からの方々がよく利用しているのは、十分認識しているところでご ざいます。

利用者は、展望ホールからの眺望がとてもよいということで、そこで静かな時間を過ごされているようでございます。また、小学生などは、よく夏休み等に友だちと展望ホールのほうに行って遊んでいるという姿も見られるということでございます。

展望ホールにソファー等を設置してはどうかということでございますが、開館当初は数台のソファーを設置しておきました。しかし、不適切な使用があったのも事実であります。ソファーの撤去と利用時間の短縮をした、そういうことを踏まえて短縮した経緯があると。そういうことを踏まえると、今のところ、新しいソファーを設置するということは考えていないというところが、今の現状でございます。

なお、悠里館は、先ほども言いましたように、町のシンボルとして広く認識されておりますので、関係部署と連携を図りながら、展望ホールの有効利用に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番(小野典子君) 先ほど、望遠鏡の設置はいかがでしょうかという質問もしたんですが、いかがですか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 望遠鏡の設置でございますが、何百倍と拡大します。眼下に民家があります。そうすると、どうなんだろうかと。いわゆるプライバシーというのも十分考えなければならないと。今や、そういうのが非常に多いですよね、盗撮とか。そういうのもございますので、これは慎重に考えていかなければならないと考えているところでございます。以上です。

議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番 (小野典子君) わかりました。見えすぎては困るということですね。そうですか。 目当てのものを探せて大変便利とばかり思っていましたけれども、例えば震災前の ふるさと、自分の家なんかを探し当てたい人のためにもと思って提案したんですけ れども、それは残念ですが、仕方ありませんね。

それではせめて、せめてなんですが、地上36メートルの四方から見渡せる主な建物、それから施設、あれが一体何なのか、誰の目にもわかるように、名称、そして方向を矢印で示して、亘理をよく見せる工夫をするべきではないかなと思いますが、いかがでしょう。例えば、表示板を手すりに取りつけてあったり、手すり自体に方向性を示して名称を入れてあったりするのを見たことがございますが、いかがですか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 悠里館の東側に、2年後には庁舎、保健福祉センター等も建つことになっておりますので、亘理町のメーンのものがほとんどでき上がった段階で考えていきたいなと。もちろん、鳥の海温泉はもうできているわけですから、そういう方位というか、見て眺望して、見た先にどんな施設があるのかというものは、全てそういうところに、亘理町の庁舎等が完成した時点で、十分考えていきたいと思います。以上です。

議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番 (小野典子君) 展望台ホールに上がりますと、真下に駐車場があったり、散策路があったり、桜の木が植えてあったりという、とても眺望がいいところなんですが、あの辺は平成の初めのころに、緑と駅文化のプロムナード構想というものを具体化したという由来があります。その周辺の整備に至った経緯とか、それから悠里館の生い立ちなどを、ぜひ鳥瞰図なんかで壁面に取りつけてしるしておいてもいいので

はないかと。それを見ることによって、町民の方々がそこをジョギングで走ったり ということで、健康づくりにも役立てるようにというような意味から提案をしたい と思いますが、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) 今、議員がおっしゃったこと、十分検討させていただきたいなと思います。以上です。

議 長(佐藤 實君) 小野典子議員。

5 番(小野典子君) 2階の空き室と展望台ホールの利活用については、町全体の問題と して、ぜひとも対処されるように申し添えまして、以上で一般質問を終わります。

議 長(佐藤 實君) これをもって小野典子議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時45分とします。休憩。

午前11時37分 休憩

午前11時44分 再開

議 長(佐藤 實君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、17番。佐藤アヤ議員、登壇。

[17番 佐藤アヤ君 登壇]

17番(佐藤アヤ君) 17番、佐藤アヤでございます。

私は、公営住宅の入居について、土のう置き場の設置について、オリジナルの婚姻・出生届についての3項目について質問をさせていただきます。

東日本大震災から、間もなく6年がたちますが、その間、本町は、町の最優先課題を一日も早い復興の完遂と位置づけ、被災者に寄り添い、全力で取り組んでまいりました。被災された方の住まいの確保として、平成25年8月からは、町内4カ所に建設した災害公営住宅の入居を募集をしてまいりました。これまで8回の公募を実施してまいりましたが、集合住宅において、まだ55戸が空き室になっている状況にあります。本年の4月から災害公営住宅が一般公営住宅として移行され、一般募集が開始されます。3月の広報に掲載してあります。

そこで、私は2点について質問いたしますが、関連がありますので、一括で質問させていただきます。

1点目、空き戸数の解消に向けた取り組みの考えは。また、若者定住を推進して

いくため、若者世帯、子育て世帯向けの支援体制が必要ではないか。

2点目、農業、漁業の担い手を確保するため、公営住宅を活用し、支援する体制 整備をしてはどうかについてであります。ご答弁をお願いいたします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) お答えしたいと思います。

公営住宅の入居につきましては、関連がございますので、ご質問の1点目、2点目を一括して答弁させていただきます。

災害公営住宅の解消につきましては、本年4月より、住宅に困窮する一般の方へ の公募を行うことといたしました。この公募を定期的に行い、空き住戸の解消に努 めるものであります。

ご質問にあります若者定住の推進や、子育て世帯向けの支援、さらには農業、漁業の担い手確保のような政策的な入居につきましては、その入居対象を公営住宅法の規定によりまして「住宅に困窮する低所得者」としているため、それ以外の方については入居することはできないものであります。また、補助金を活用して建設されたものでありますので、本来の目的以外の住戸使用は認められないことを、ぜひご理解いただきたいと思います。

現在は、本格的な少子高齢化、世帯の小規模化、雇用の不安定化など、社会経済情勢の変化によりまして、住宅確保に配慮すべき方は多様化しております。近年、民間賃貸住宅や空き家を活用した取り組みを行っている自治体もございますので、福祉的な取り組み、あるいは定住支援など、このような先進事例も調査研究しながら、住宅行政に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

議 長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) 集合住宅西木倉、下茨田南、上浜街道、大谷地住宅の整備戸数380 戸の入居者の高齢化率は43.1%ということが、12月の全員協議会で示されております。公営住宅は、ただいま町長が申されましたように、住宅セーフティーネットとしての役割があることから、住宅に困窮する低所得者向けに供給する必要があると考えておりますが、今後、少子高齢、人口減少社会を踏まえると、今後の公営住宅の供給方針、亘理町町営住宅条例等を見直す時期に来ているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) 現状について、まず都市建設課長より答弁させます。

議 長(佐藤 實君) 都市建設課長。

都市建設課長(佐々木人見君) 今、町長のほうから現状についてということで、佐藤アヤ 議員おっしゃるとおり、公営住宅については低所得者を対象としたということが基本となっております。まず、4月1日から、議員おっしゃられた4つの災害公営住宅の空き戸数55戸について、募集をさせていただきまして、その状況を見ながら、今後、いろいろな政策課題を検討すべきとは現時点で考えております。以上でございます。

議長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) 2012年の4月に公共住宅法の改正により、これまで法令により全国 一律に定められていた公営住宅の入居基準について、公営住宅法を改正し、条例に より地域の実情に応じて自治体で設定ができるようになっております。先日、国交 省の住宅局というところに電話をいたしまして、入居の緩和についてお伺いをいた しました。収入基準は、一般世帯は15万8,000円以下ですが、裁量世帯として高齢 者、障害者などに加えて子育て世帯も加えている自治体が多くあるというお話をい ただきました。

また、この子育で支援の対策として、応募が多く抽選をしなければならないようなときには、複数の抽選番号を割り当てて当選倍率の優遇を図っている自治体もあるということもお伺いいたしました。本町も、集合住宅での高齢化等を考えれば、こういう制度も町できちっと条例の中でうたって、子育で世代に対応する、そういう公営住宅法を改正すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) 課長のほうより答弁させます。

議 長(佐藤 實君) 都市建設課長。

都市建設課長(佐々木人見君) まず、今回の住宅の応募関係ですが、そもそも被災者に対する災害公営住宅ということで建設しました。住宅を建設する上で、その目的というものがございますので、それの中で、今、応募した中では、一般住宅には変換できるということの承認をいただきまして、一般の公営住宅として進めているわけでございます。先ほども申したとおり、まず建設の目的等もございますので、他の自治体でやっている例からいきますと、最初から子育て支援とか就労支援とか、その

目的を持って建てた住宅という認識の中で応募をしているということもございます。 同じ回答になりますけれども、まず、4月からの応募状況を踏まえまして、今後の 関係各課で相談をしながら検討していきたいと考えております。

議長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) 今回、公営住宅の一般募集を開始するという、そういう4月からの流れの中で、町の中ではこういう若い世代、子育て世代に対しての町営住宅のあり方についての話し合いはなかったでしょうか。いろいろなところで子育て世代の入居の緩和について実施している自治体がありますけれども、こういう話はなかったでしょうか。まず、お伺いしたいと思います。

議 長(佐藤 實君) 都市建設課長。

都市建設課長(佐々木人見君) 住宅を管理している本課といいますか、都市建設課の中では、今まで子育て支援とか就労関係について、特別話し合いを持ったことはございません。ただし、子育て支援の立場から、福祉課のほうでどんな話があったかということで、ちょっと把握していないところがあるので、その辺のところを担当課長のほうからお答えさせていただきます。

議長(佐藤實君)福祉課長。

福祉課長(佐藤育弘君) それでは、子育て支援担当のほうの立場から、この住宅関係につきまして回答させていただきたいんですが、子育て支援につきましては、子育て支援計画に基づいて行っているところでございまして、子育て支援計画の中には、住宅関連につきましての項目はございませんので、今後、この支援計画を策定する中において、その部分も検討しながら策定を進めていきながら、子育て支援に当たっていきたいと思っております。

議 長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) 茨城県の常陸太田市というところでは少子化人口減少対策として、 定住人口の増加を目的として、市外から新婚世帯や子育て世帯の入居を可能とする というような施策を出しております。中津川市では、中学生以下の子供を扶養して いる世帯は所得が緩和されております。宇部市では、漁業従事者向けの住宅は単身 でも入居できるように、平成25年4月1日から実施しております。本町でも、4カ 所の集合住宅の中で、例えば住戸単位で構わないんですけれども、子育て世帯や農 業、漁業の担い手確保のための目的を指定して定住促進を図るような施策は、せっ かくいいものがある中で、していくべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 当面は、先ほど都市建設課長が答えた方針で進めてまいりたいと思います。今、ご提案があったのが、子育て支援、それからいわゆる新規就農、雇用確保、やがては人口の定住という観点からのお話だと思いますけれども、これは次の段階で、政策的に考えてまいりたいと、そのように思います。

議長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) 本町の地方創生総合戦略として、定住人口3万4,000人を維持するということを掲げております。若者定住の環境づくりとして、若者向け、子育て世帯向け、そして農業、漁業の担い手向けに公営住宅の活用を、今図らなければと、私は強く感じます。せっかく災害公営住宅、今、あいている中で、もちろん低所得者向けの住宅ですので、そのことも大事ですけれども、それとあわせて子育て世帯の、そういう方たちに集合住宅に入ってきていただくことによって、住宅の環境も大きく変わると感じます。公園で遊んでいる子供さんの姿は、なかなか見当たらないような気がします。外でいるのは、大体お年寄りの方が多いような気もします。ぜひ、これからの町を見据えた上で、この、せっかくいいものがある中で、これを考えないというのは、私はとても残念ですし、政策的には遅いとすごく感じますけれども、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) せっかく貴重なご提案なので、これも検討させていただきたいと思います。まず、先ほど申し上げましたように、当面は現在の方向で進めさせていただきまして、せっかくのご提案でございますから、これは慎重に今後検討させていただきたいと思います。

議 長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) 町営住宅としての活用になりますけれども、そのほかにも、倉庭住宅、下茨田住宅、そして袖ケ沢住宅と、今回、あきが発生しております。そういう中でも、あわせて若い人が入居できるような体制をしっかりと、亘理町住宅条例の中にきちっと入れていくことが大事なことではないかと思います。

人口減少の影響として、地域を支える力が喪失します。そして、税収の減少にも つながります。そして何よりも、コミュニティー機能が低下します。定住を促進す るためには、生活の基盤である住宅の確保の支援が必要となることは、間違いないと思います。定住促進に、今から手を打つことは、必ず将来のまちづくりにつながることは間違いないと思います。ぜひ、せっかくの災害公営住宅、本当にバリアフリーで、もちろんお年寄り、障害者の方に利用していただく、本当にすばらしい住宅です。あわせて、子育て世代の方たちにも入っていただいて、地域を明るく元気に、そしてこれからの町の部分での方向性が見えるような施策を、ぜひ考えていただきたいということを強くお願いし、次の質問に入ります。

次は、土のう置き場の設置についてであります。

本町では、台風や集中豪雨により河川が急に増水し、洪水が発生する地域があります。浸水被害を軽減するため、水害時に必要な方が自由に持ち出せる土のう置き場を設置してはどうかであります。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 台風や集中豪雨による浸水被害を最小限に抑えるために、ふだんから備えが重要であるとは私も考えております。大雨による浸水は、気象情報等により、ある程度予測することが可能であり、みずから早めの対策を行うことで、被害を少なくすることが可能ではないかと思っております。

亘理町では、災害に備え、土のう約500袋を役場水防倉庫前に常備し、必要に応じて対応しているところではございますけれども、災害に備えたいという住民の方もおられると思いますので、今後におきましては、他の公共施設の敷地などへの設置に向けて、ぜひ検討してまいりたいと、そのように思います。

議 長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) 台風や集中豪雨によって、いつも浸水するようなところは、町では何カ所ぐらいあるのでしょうか。私の地域の鹿島川あたりは、よく水がいっぱいになって、本当に消防団の方たちが大変ご苦労されているのをよく目にしますけれども、本町では、何カ所ぐらい集中豪雨のときに浸水するような箇所があるのか、まずご答弁をお願いいたします。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) ちょっと資料を持ってきてないんですけれども、よくあるのは、 議員言われる鹿島の関係とか、あと倉庭関係、それから鍋倉の関係とかが、いつも 水の被害なりが想定されています。その中で、水路の改修とか公共下水の関係とか、 進めているわけなんですけれども、あとは、逢隈地区とか洪水関係、このごろはないんですけれども、災害になれば大きな被害を受ける区域も十分にあるということは、認識しておるところでございます。以上でございます。

- 議 長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。
- 17番(佐藤アヤ君) 集中豪雨の備えを促すとともに、これまで浸水被害に遭った地域を 重点的に、必要なときに必要な方が自由に持ち出せる土のうステーションを、浸水 被害の軽減を図る上で、ぜひとも必要だと思います。 6月、入梅季節、あと9月、 台風の時期と、本当に早めに備えておくということが大事なことだと思いますので、 ぜひ、地域の防災組織の方とかと話し合いを進めながら、土のう置き場の設置につ いて検討をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。
- 議 長(佐藤 實君) 町長。
- 町 長 (齋藤 貞君) 先ほど申し上げましたように、他の公共施設の敷地などへの設置に 向けて検討してまいりたいと、そのように思います。

それから、例えば、私の場合は20袋くらい、自分の敷地に用意しております。というのは、ふだんはないんですけれども、ここの沢は50ミリまでの設計でございますから、仮に1時間100ミリということになると、61年のときのように、うちの表のほう、私のうちの表のほうに入る危険性があるので、常に常備しています。

ですから、思うんですけれども、そういったところは、各自、事前に用意するのも一つの方法かなと思うので、その辺の周知も、今後考えていきたいと。もしご自分の土地がある程度余裕があれば、それも一つの方法かなと思います。

- 議 長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。
- 17番(佐藤アヤ君) 国のほうでは、平成27年9月の関東東北豪雨を踏まえて、新たに水 防災意識社会再構築ビジョンという、全ての直轄河川とその沿線市町村において、 平成32年度をめどに水防災意識社会を構築する取り組みを行うことになっておりま す。おおむね5年間で実施をする取り組みですが、住民みずからが浸水防止活動を 促進するための土のうステーション設置は、水防災意識を高めていく上で必要なこ とにつながると考えますが、いかがでしょうか。
- 議 長(佐藤 實君) 町長。
- 町 長 (齋藤 貞君) おっしゃるとおりだと思います。やはり、常日ごろのやはり備えと いうのは、大変大事だと思います。

議 長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) 災害は、いつ起こるかわかりません。そのため、土のうステーションは、地域の皆さんがわかりやすい場所を選び、地区の防災組織や消防団の方々とも協議をして、早急に対応していただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

次は、オリジナル婚姻・出生届についてであります。

全国各地でオリジナルの婚姻届用紙や出生届用紙が作成されております。本町でも、オリジナルデザインを駆使した婚姻届や出生届をつくり、結婚を予定している若い世代に向け、地域の魅力や結婚支援策として発信してはどうかであります。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) 婚姻届、出生届につきましては、一般的に戸籍法施行規則の規定に よりまして、記載事項や様式が定められた標準的な用紙が市町村の窓口に用意され ております。

ただし、記載事項や用紙の大きさなどの条件を満たしておれば、独自の届け出用紙をつくることができまして、婚姻届については、近年、マスコットキャラクターなどを描いたオリジナルの婚姻届が民間事業者や一部の自治体で作成されており、届け出者自身がインターネットからダウンロードし、届け出書として提出する方がふえつつあります。

県内の状況を見ますと、オリジナルの婚姻届を作成しているのは1自治体のみとなっておるようでございます。本町におきましても、貴重なご提案と受けとめまして、既に作成している自治体の例を参考に、在庫の状況や事務処理上の問題点も勘案し、今後、検討してまいりたいと考えております。

出生届につきましても、自治体独自に様式を作成し、婚姻届同様にダウンロードできるようなサービスもありますが、出生届については、出生証明書欄があり、医師等の記載が必要であることから、施設名称や住所などを印刷した届け出書を医療機関が作成し、使用しているケースが多い現状でありますので、作成しても使用されない可能性が高く、作成については、現時点では考えられないと思っております。

議 長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) このオリジナルの婚姻届というのは、2013年ごろに結婚情報誌の付録として、ピンク色の婚姻届け出用紙をつけたところ、大人気となって、その後、

情報誌とコラボしてご当地のキャラクターを採用したものや、各自治体でご当地向 け届け出用紙などが多様化されているような状況にあります。婚姻届は、全国どこ の市町村にでも提出することができることから、全国に向けて町でオリジナル婚姻 届を作成すれば、全国に向けて町のPRや、そしてまた二人の門出の記念になると 考えますので、ぜひ、対応していだたきたいと思います。

今やはり、社会的なことを申しますと、今、日本では未婚化、25歳から29歳までの若者の未婚率は、男性は71.8%、女性が60.3%という数字が出ております。10年前と比べると、10%も未婚率が高い数字になっております。しかし、結婚をしたいという、そういう願望を持っていらっしゃる若者も、2010年の厚生労働省の調査によりますと、男性では84.8%、女性では87.7%という高い水準にあります。地域全体で、やはり若者の結婚を応援して、地域が一丸となって少子化、未婚化への社会問題に取り組んでいく必要があると私は考えます。

いろいろなところでやってはいるんですけれども、宮城県では川崎町と、それから柴田町のほうでもオリジナル婚姻届が作成されております。今、婚姻届を出すと、 亘理町では出したままになりますけれども、戻ってきませんけれども、この二人の 手元に残るというのが、今、一番何か人気があるようです。好評を博しているよう です。

ですので、やはりそういう結婚届を出したという、そういうものが残るような、 ぜひ、オリジナルの婚姻届を作成されてはどうかと思います。ぜひ、町長は前向き に検討するという、そういう答弁をいただきましたので、よろしくお願いしたいと 思います。

あと、出生届なんですけれども、なかなか難しいというご答弁だったですけれども、やはり、亘理町で生まれてくる赤ちゃんに祝福するという、そういう思いでオリジナル出生届を作成して、そしてあわせて命名紙、名前を書く、そういうのも添付をして出生の喜びを町全体で分かち合えるような、そういう体制もこれからつくっていくことが、町民にとってのサービスの一つにつながると考えますが、この点、もう一度お伺いいたします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) おっしゃるとおり、ソフト面といいますか、そういった喜びはみん なで喜んでいくというか、そういった社会を目指すべきだと思いますし、その方策 の一つとしては、大変貴重なご意見だということで受けとめさせていただきたいと 思います。

議 長(佐藤 實君) 佐藤アヤ議員。

17番(佐藤アヤ君) 例えば、1月にありました河北新報社の120周年記念の企画として、 宮城35市町村に地域愛新聞が発行されて、3月31日まで投票が行われているようで すけれども、私は、あの35市町村の中で、一番亘理の指輪がイチゴというのがとて もよかったような気がします。ぜひ、そういうのも活用しながら、オリジナルの婚 姻届、そしてまた出生届の方向で進めていただきたいということを切に願い、一般 質問を終わります。

議 長(佐藤 實君) これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時15分とします。休憩。

午後 0時14分 休憩

午後 1時12分 再開

議 長(佐藤 實君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、15番。木村 満議員、登壇。

[15番 木 村 満 君 登壇]

15番(木村 満君) それでは始めます。

15番木村です。通告に従い、女性が活躍できるまちづくりについて、商工業の 振興についての2点質問します。

初めに、女性が活躍できるまちづくりについて、3点質問します。

平成11年に、男女共同参画基本法が施行されました。男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を目指すとしており、主に三つの効果が期待されています。職場に活気が生まれる、家庭生活が充実する、地域力が向上する。これは、政府が掲げる1億総活躍社会の実現を目指す上でも、重要な要素であると考えます。その中でも、今回は特に、就業における女性の活躍という部分について質問します。

労働力の減少が見込まれる現代においては、労働力の減少を生産性でカバーする 必要が出てきます。生産性を向上させる方法としては、大きく二つの方法が考えら れます。

同じ水準の労働や資本等の生産要素の投入量が生み出す付加価値を増大させる付

加価値の拡大と、同じ水準に付加価値を生み出すために必要な生産要素の投入量を 減らす効率性の向上です。後者はロボットやITなどにより効率化を目指すことに なりますが、前者は、職場での生産性が鍵となります。

職場での生産性向上に、女性の活躍が寄与するということになります。理由は、 女性が活躍しやすい職場をつくるということは、多様な人材が活躍できる職場とい うことになります。働き方の多様化が進み、働きやすい環境が確保されることによ って、個人の能力が最大限に発揮されるようになり、経済活動の創造性が増すこと による生産性の向上が期待されるからです。

そこで、女性が活躍しやすい職場づくりには、町民及び事業主の意識改革が必要 と捉え、今回の質問に至りました。

それでは、(1) 亘理町男女共同参画基本計画には、1次、2次ともに職場での 男女共同参画の推進が基本施策としてうたわれていますが、前回の亘理町男女共同 参画基本計画の成果と実績をどのように捉え、第2次にどのように反映したのかお 伺いいたします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 第1次の亘理町男女共同参画基本計画につきましては、男女が社会の対等な構成員として、家庭、学校、地域、職場などで積極的に参画し、それぞれの個性と能力が発揮され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指すため、平成22年度から平成27年度までの計画期間と定め、次の4点を基本目標に各種施策に取り組んだ次第でございます。

1点目は、男女共同参画社会へ向けた意識改革。2点目は、あらゆる分野への男女共同参画の推進。3点目に、多様な生活スタイルを支える条件整備。そして4点目に新しい生活文化の創造と地域づくりでございます。

成果と実績については、数字的に申し上げますと、審議会や委員会などにおける 女性委員の比率を、平成27年度までに30%まで引き上げることを目標に掲げており、 計画策定時の平成21年3月時点で16.4%にとどまっていた比率が、平成27年度末に は21.2%まで上昇したことから、目標まではいきませんでしたが、一定の成果はあ ったものと認識しております。

これらを踏まえまして、今年度から、今後10年間の町の将来展望を掲げた第5次 亘理町総合発展計画前期計画に合わせまして、平成32年度までの5年間を計画期間 に定めた第2次亘理町男女共同参画基本計画を策定いたしました。内容につきましては、第1次の基本目標を継続し、さらに世界各国の男女格差をはかるジェンダー・ギャップ指数(2015)において、日本が下位に位置していることや、平成27年8月に成立した女性活躍推進法、同年12月に閣議決定され、第4次男女共同参画基本計画などを踏まえ、計画の位置づけには配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法に基づく基本計画としての側面も包含しております。

数値目標に関しては、第1次基本計画から引き続き、審議会や委員会などにおける女性委員の比率を、平成32年度末までに30%まで引き上げることを目標に掲げており、政策や方針に男性らしさ、女性らしさを取り入れた意見を反映させるよう、女性の参画そして男性の意識改革を推進してまいりたいと存じております。

議 長(佐藤 實君) 木村 満議員。

15番(木村 満君) 審議会や委員会での女性比率における女性目標というものが未達ではあるものの、上昇しているということは、目標に向かって行動しているものだということがわかります。さらに、ジェンダー・ギャップ指数においては、政治、経済、健康、教育分野の、その国における男女間比率をあらわしたものであって、その国の幸福感というか豊さみたいなのは余り反映されていないということから、重要な指標ではあるものの、各自治体においては女性が活躍しやすいかどうかのほうが重要なのではないかと考えております。

そういった意味では、審議会や委員会での女性比率のほうが実態をあらわしているものだと思っております。さらに、一番大事なことは、数値目標自体が目的なわけではなくて、審議会とか委員会の女性比率目標の達成に人選を行うということではなくて、あらゆる施策を講じた結果として、同比率目標が達成したというような視点が大事なのではないかというふうに考えるんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) その点については、私も議員と同感でございます。

議 長(佐藤 實君) 木村 満議員。

15番(木村 満君) さらにちょっと関連しますので、質問を続けさせていただきます。 この施策方針の16ページ、上から6行目、平成26年度においては、大規模災害に

備えた防災備蓄倉庫を整備するための基本計画策定業務を進めるとあるわけなんで すけれども、この業務に関しまして、委員会等の設置というのは検討されておるわ けでしょうか。

町 長(齋藤 貞君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) 総務課長のほうより答えます。

町 長(齋藤 貞君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 具体的に、検討の委員会の設置まではまだですけれども、29年度で一応予算を計上させていただいた内容は、規模とか備蓄の内容等をコンサルのほうに計画をまずつくっていただいてということの考えなので、その中で、いろいろと女性の意見等も、当然、この前の震災で食料の関係でも、各小中学校の避難所のほうにキッチンといいますか、調理場も設けたんですが、その中で、いろいろとこういう品目があったほうがいいとかというのも話が出ていたようですので、備蓄については、女性の方々の意見も大変重要かとは思っております。

議長(佐藤 實君) 木村 満議員。

15番(木村 満君) 私自身も、災害の際に女性の方の知識だとか経験とかというのが、 大変重宝したというのを経験しておりますので、ぜひ、女性の方の意見を取り入れ ながら、こういった防災の備蓄というものは進めていただければと思っております。 次に、(2)に入らせていただきます。

町民のつどいについて質問いたします。

これは、男女共同参画社会の実現のために、町民の方々への啓蒙活動として行っているものだと思っております。私自身も、前回参加させていただいたわけでありますけれども、大変おもしろく、ためになったと感じております。その一方で、参加者の年齢層が偏っているように感じました。実際にアンケートを拝見したところ、30代以下はゼロ人、ほとんどが60代、70代の方の参加となっていました。

男女共同参画社会の考え方としては、全ての町民に対して大切な考え方であるために、参加に偏りがあったこと自体が問題ではないのかなと思います。しかし、生産性の向上という面からいけば、現役年代にこそ参加していただきたいと考えます。

よって、町民のつどいを年代ごとに内容を変えて実施してはどうかと考えております。理由としては、年代ごとに関心事が異なるため、広く参加者の募集をするよりも、ターゲットを絞って内容を企画したほうが、より参加者にとって魅力的にな

るのではないかと思います。また、年代ごとに最も訴求させたい内容も異なると思いますので、年代ごとで複数回実施するのがよいかと思いますが、いかがでしょうか。

議長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 男女共同参画フォーラム町民のつどいに関しましては、男女共同参画社会の実現に向けた、より具体的な啓蒙活動として、平成5年に始まり、震災の影響で中断したものの、平成25年に再開し、年1回ほど開催しております。

開催に際しましては、町内の各種団体の代表、約30人からなる実施委員会を組織 し、記念講演の講師の選択や講演に合わせて行う効果的な啓発活動などについて、 協議、検討して実施しているわけでございます。

男女共同参画といいますと、まだ多くの方々が女性の問題として捉えており、性別分業の発想から脱却できていない男性の意識の問題が最重要課題ではないかという考えから、今年度につきましては、男女の講師それぞれ招聘し、町民のつどいを開催いたしたところ、参加者の方々からは、大変好評をいただきました。

今後につきましても、今年度同様に、貴重な男女共同参画の啓蒙活動の場として、 男女ともに、より幅広い年代の方々に参加していただき、年1回の開催で最大の効果が図られるよう、より一層工夫し、魅力的なフォーラムを開催するよう進めてまいりたいと思います。

議長(佐藤 實君) 木村 満議員。

15番(木村 満君) このような啓蒙活動を行う場合というものには、多様な方法がある わけですけれども、特定の場所に集まっていただいて行うという場合には、集客の 問題が出てきます。この集客を考えた場合には、特定の属性を持つ方々に共通の興 味のあるものを提供するか、より広くより多くの方が興味を持つものを提供するか の二つになろうかと思います。

私は、前者のほうが全町民の方々に訴求することができるのではないかと思った わけですけれども、年1回の開催で、より多くの年代の方々に参加していただくほ うがよいと考えられた理由と、その手法をお伺いいたします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) この啓蒙活動実施につきましては、議員がおっしゃるとおり、特定 の属性に限定しての開催も制度をより深める意味で一理ございますけれども、同一 の会場で同一の課題をさまざまな年代の方々がともに共通に認識するというのが重要と考えております。

先ほど答弁したとおり、今後につきましては、貴重な男女共同参画の啓蒙活動の場として、男女ともに幅広い年代に呼びかけまして、やはり年1回でありますけれども、最大の効果を図るように努めてまいりたいと思います。

そしてまた、議員おっしゃるように、特に最近若い方の集まりが非常に悪いですね。これは何によらず。これはどういうことなのか、私もよくわからないんですけれども、我々の若いときは、青年団もありました。そういったところでの、結構、男女ともに、あるいは農業ですと4Hクラブがありましたんですけれども、女性の会員も結構いらしたんですね。それから学生会なんていうのもありましたですね。最近、そういったものがないんですね。それから、働く年代だと、議員も入られているJCなんかもありますよね、40までの。そういった、いろいろな場があると思うんですけれども、そこでのやはり、そういった活動を、より活発にするというのは、非常に大事なのではないかと、私は常々そう思っております。

議 長(佐藤 實君) 木村 満議員。

15番(木村 満君) 了解いたしました。

では次に、(3)に移ります。

私自身、社会保険労務士として、日々経営者の方から労務相談を受けております。 職場での男女共同参画には、事業主の意識改革が必要不可欠であると感じておりま す。求人情報会社のアイデムが、去年5月から6月にかけて、インターネットを通 じて行ったアンケート調査でも、実際に女性と企業では意識に差があるという結果 になりました。

仕事をしている女性の多くが働き続けるためには、夫や職場の理解が必要、またその協力が必要というものを一番に掲げておるのに対して、企業は、女性の意識の改革が一番必要であると掲げております。調査をした会社は、女性が仕事と家庭の両立を重視しているのに対して、企業の理解が進んでいない。企業には、働き方の選択肢をふやすことが求められているとのコメントを出しております。

これは、実際に私自身の体験と合致するものであります。調査対象としましては、 仕事をしている20代から40代の女性1,671人と、従業員100人以上の企業1,428社が 回答したものでありますけれども、先ほど申し上げたとおり、私自身が相談を受け ている中小企業事業主も、同じような実感を受けているということなので、中小企業の事業主や社員の方も、これと同様のことを考えているのではないかと思っております。

経営者にしてみれば、育児介護や産前産後休暇等は、小規模であればあるほどと らせづらいというのが事実だと思います。しかし、女性が活躍しやすい職場づくり は、今後ますます必要であり、実現しなくてはならないものであると思っておりま す。

そこで、事業主への啓蒙活動として、宮城県が実施している女性の力を生かす企業の認証制度を本町独自により手厚くなるよう協定を締結している金融機関等へ要請してはどうかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 男女ともに働きやすい職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスに 取り組む企業を応援する「女性のチカラを活かす企業」認証制度は、1月1日現在、 県内で382社が認証を受けていると聞いております。その中で、特に熱心に取り組 んでいる17社がゴールド認証企業として認定され、活動状況が県のホームページな どで積極的に紹介されているようでございます。

認証を受けた企業数が急速に伸びていることに関しましては、県の担当課であります共同参画社会推進課の分析によりますと、県内の沿岸部に事業所を有する中小企業などを対象にした宮城県事業復興型雇用創出助成金制度の申請要件の一つに、この企業認証を受けていることが条件としてあるため、個人事業主も認証を受けるなど、認証制度そのものが実態を伴っていないケースもいろいろあるとのことでございます。

本町では、現在、認証を受けている企業が4社にとどまっている状況でございますので、今後につきましては、企業訪問の機会や広報などを通して、県と連携しながら制度の周知を積極的に進めてまいりたいと考えます。

議 長(佐藤 實君) 木村 満議員。

15番(木村 満君) 今、回答いただいたとおり、認証企業が伸びているというのは、雇用創出事業の助成金受給の条件となっているということが大きな要因であるということも、それは理解しております。また、実態を伴わないケースもあるということでしたけれども、認証の要件自体が、就業規則の育児介護休業法を上回る形での整

備というものが大きな要件となっております。

就業規則は、制定した場合、または変更した場合は、事業規模にもよりますけれども、労働基準監督署への提出というものが原則なされるということになります。 そして、労働基準監督署に提出されるということは、仮に制定したものと実態が伴わない場合には、その労働基準監督署より是正勧告または指導がなされるという形になります。ですので、実態が伴っていないケースがあったとしても、行く行くは実態が伴っていくものであると考えております。

大切なのは、女性が活躍しやすい企業が求められているということを啓蒙するということと同時に、就業規則等のハード面において環境を整えておくということだと思っております。ですので、本町においては、広報活動にプラスして、本制度の活用を魅力的にすることによって、認証企業の増加を図っていく必要があるのではないかと考える次第なんですが、いかがでしょうか。

議長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 議員おっしゃるとおりだと思います。亘理町では、県の振興事務所と、それから商工観光課長、担当、そして私、最低年に1回は企業回りをしますけれども、大変、亘理町の企業で女性を大切にといいますか、女性の社員が働きやすい環境、例えば今度工事が完成します、具体的に名前を言いますとコスメティック・アイーダにしても、それから上野にしましても、東京ファッションにしても、大変女性が働きやすい環境に相当気を使ってやっているなと、大変感心して、回っています。

ですから、そういう会社は、既に亘理にはあるわけですから、さらに啓蒙したいと思いますし、例えば、これは非公式なんですけれども、コスメの社長には「今度工事が完成したら、共同で保育所あたりもどうなんでしょうかね」なんて、これは非公式で言ったりもしているんですけれども、そういう面では、おかげさまで亘理町に進出している企業は、非常にそういう面では大変働きやすい環境というか、気を使ってやっているということで、今後ともさらに進めていきたいと思っております。

議 長(佐藤 實君) 木村 満議員。

15番(木村 満君) 了解いたしました。

それでは、2番目の商工業の振興について、こちらのほうを3点質問させていた

だきます。

まず初めに(1)本町内企業の大多数を占めるのは中小企業・小規模企業です。 中小企業・小規模企業は、地域の経済を支え、雇用やにぎわいを創出し、その地域 のあらゆる町政運営の基盤となるものであります。人口減少、超高齢化社会、経済 活動のグローバル化、破壊的イノベーション等により、経済社会構造が大きく変化 し、今後も激動を続けるものと推測します。

このような社会構造の中、持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業が果たす役割を、町民、事業者、経済団体等が共通認識を持ち、共同・共生による中小企業・小規模企業の振興が必要不可欠であります。平成26年6月に小規模企業振興基本法が施行され、地方公共団体においても、小規模企業振興に関する施策を制定、実施する責務が明記されました。

これを受けて宮城県では、昨年7月に中小企業・小規模企業の振興に関する条例が制定されました。県内市町村においては、内容はさまざまでありますけれども、趣旨としては、中小企業小規模企業の振興に関する条例としての位置づけとしての条例を制定しているところが4カ所ほどあります。本町においても、中小企業・小規模企業の振興に関する条例を制定してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 地域経済の中心的役割を担う中小企業や小規模企業の活性化は、ま ちづくりにとりましても、大きな課題であると考えております。

今回、ご提案いただきました条例は、中小企業等の取り組みに対し、町、関係機関、事業者がそれぞれの役割を明確にし、国・県その他関係機関との連携を図りながら、総合的に推進するための基本となるものであり、現在、全国の自治体で制定または制定に向けて検討が進められております。県内でも、昨年7月に宮城県が制定し、そのほかにも仙台市、白石市、塩竈市がそれぞれ制定している状況にあります。

現在、宮城県商工連合会が中心となって、各自治体に向けて制定の要望活動を行っており、亘理町におきましても、昨年12月に亘理山元商工会から要望をいただいている状況であります。

このような条例は、制定すればそれで終わりというものではなく、総合的に地域

全体で取り組む基本条例であるため、商工会はもとより関係機関、事業者とも協議 を重ねながら、制定に向けて検討してまいりたいと、そのように考えております。

議 長(佐藤 實君) 木村 満議員。

15番(木村 満君) 商工業の振興は、まちづくりに必要不可欠であって、既に商工業の振興にご尽力いただいているということは承知しております。今回の条例の有無によって、商工業の振興するとかしないとか、そういう判断をするものではないものの、役割や連携強化に向けたことを明文化すること自体は、非常にいいことなのかなと思っております。しかしながら、ただいまご回答いただいたとおり、制定すれば目的が達成されるというわけではございません。

そこで、お伺いします。仮に、本条例が制定された場合、本町における商工業の 振興の推進体制はどのようになるんでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 先日、中小企業団体中央会の会長が叙勲いただいたので、私も出席 したんですけれども、やはり、そのとき痛感したんですけれども、日本の場合、ド イツも同じだと思うんですけれども、中小企業がいわゆる日本の製造を含めまして 商工業を支えているというのを実感いたしました。そういう面では、非常に亘理町 にとりましても、企業を訪問しましても、いわゆるオリジナルといいますか、個性 的なやはり企業群、小さいけれどもぴりっとした、そういった企業群であってほし いなというのが、私の基本的な考えでございます。

大企業が目立つわけなんですけれども、日本の場合だと、一番大事なのは、やは り中小企業が、9割まで支えているなというのが実感として持っていますし、特に 先ほど言ったように、亘理町の場合は、非常にオリジナルといいますか、特徴があ る、そういった企業群に育ってほしいというのが、基本的な考え方でございます。

議長(佐藤 實君) 木村 満議員。

15番(木村 満君) 了解しました。それでは、(2)に入らせていただきます。

次に(2)ビジネスコンテストの開催についてですが、これは、イメージとしては全国から起業意欲のある方や、本町において新たな事業を展開したいと思っている方々を募集して、事業計画をプレゼンテーションしてもらうというような感じをイメージしております。

これにより得られる効果は、第1に起業によって経済の新陳代謝が活発となりま

す。企業の参入、撤退は日々繰り返されており、こうした企業の参入、撤退こそが、 産業構造の転換やイノベーションの促進の原動力となると考えております。

もう一つは、つながりが生まれます。自分一人では、または自社だけでは実現可能性が低いものも、賛同者がいれば実現に近づくことができます。また、本企画を通じて新たな取引が生まれる可能性もあります。

そして最後に、何よりも参加者の志が醸成されます。志というのは、あるとき突然持つものではなく、経験や体験によって醸成されていくものであります。そのような場を提供することが、地域活性には必要です。

自身の広報や賞金目当て、または義理や同情による参加であっても意味があると 考えております。まずは参加していだたき、本気で地域のためにと、社員のために と考えたプレゼンテーションを聞いたり、熱の入った姿に触れることで、心が動か される、そういう感覚を提供できると考えております。

以上のことから、本町においても、ビジネスコンテストを開催するべきと考えて おりますが、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) ビジネスコンテストについては、新たなビジネスプランやアイデアを公募し、優秀な起業家やすぐれた若者を育成することを目的に、企業主催のもの、あるいはまた国や地方自治体などの行政主催のもの、学生主催のものなど、さまざまな種類があり、事業家や新たに起業を目指す方、さらには学生などが幅広く参加し、全国各地で実施されているようでございます。

ビジネスコンテストでの入賞は、ビジネスとしての可能性や人としての評価の向上につながりますし、何よりも、起業するということは新しいことにチャレンジするという高い志のあらわれであり、地域の活性化のためにも、そのような人材育成の支援は必要と考えます。

しかしながら、コンテストの入賞者に賞金等を与えるだけでは、ただのイベントになってしまいますので、実施に当たっては運営に関する専門知識はもとより、亘理町で開催する意義、入賞者のアイデアを地域にどう生かすかなど、慎重な検討が必要であると考えております。

議長(佐藤 實君) 木村 満議員。

15番(木村 満君) ご回答いただいたとおりだと、私も考えております。ビジネスコン

テストが近年最近各地で開催されておるわけでありますけれども、この流れに乗る ために開催するということではなくて、多様化する地域課題を民間の力でというよ うな観点から見れば、必然性がある現象ではないかと考えております。

本町で開催する意義、地域への落とし込みについては、例えば新規であれば、本町での法人設立を要件とするとか、参加前に数回以上本町を訪れるなどの条件をつけることで、より質の高いものにすることができるのではないかと考えるわけですけれども、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 私も、実は常に考えているんですけれども、今やはり、起業する方が多く出てもらえないものかなと考えております。よく、就職戦線を見ていますけれども、就職するのはいいんですけれども、自分から事業を起こすことも非常に大事ではないかと。 亘理だと基幹産業は農業、漁業でありますけれども、これも起業の一つ、何代か前は起業したわけでございますから、そういった方々がいろいろな業種で出てほしいなということで、議員さんおっしゃるように、亘理町としては、そういった人材が欲しいわけです。

ただ、コンテストということになりますと、先ほど言いましたように、これは相 当準備といいますか、慎重に構えていかないとだめだと思います。ただ、おっしゃ るように、起業する意欲のある方を亘理町に呼び込むということについては、これ はぜひ、当町としてもやっていきたいと、そのように思います。

議 長(佐藤 實君) 木村 満議員。

15番(木村 満君) 了解いたしました。

済みません、最後の質問になりますけれども、(3)今後、荒浜大通線が完成することにより、人の流れが変わる可能性があります。今、ホットな話題は、鳥の海温泉ということになります。しかし、温泉を利用するということだけでは、リピーターを生み出すのは難しく、かつ、にぎわい回廊やふれあい市場などの港の前の市場への影響というのも懸念されております。

鳥の海温泉北側の空き区画が商店街として整備されれば、港を囲む施設が一体となり、その景観や景色は、観光にとっての競争優位性を生み出す源泉となると、そのように確信するわけでありますけれども、今後、鳥の海温泉の北側、荒浜大通線と臨港道路の間の空き区画に商店街を形成するという考えはないでしょうか。

- 議 長(佐藤 實君) 町長。
- 町 長 (齋藤 貞君) ご質問の区域につきましては、災害危険区域の土地利用計画の中で、 民間誘致エリアとして計画しております。この区域は、面積が約1万6,000平方メ ートルで、現在のところ町有地と数軒の民間所有地が混在しており、今後、土地の 集約や区画整理などを行う必要が出てくると思っております。

町といたしましては、観光拠点施設のわたり温泉鳥の海から荒浜にぎわい回廊商 店街を結ぶ重要な区域となりますので、将来的に特に飲食店を中心とした商店街を 形成したいというふうに、現在、方針を固めているところでございます。

- 議長(佐藤 實君) 木村 満議員。
- 15番(木村 満君) ただいま、飲食店を形成していくというような回答をいただきまして、その完成した町並みの様子を想像すると、胸の高まりが隠し切れないぐらいうれしいと思っております。

私自身も、このビジョン達成のために全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、ぜひ、このビジョン達成、ともにやっていきましょう。以上で一般質問を終わります。

議長(佐藤 實君) これをもって木村 満議員の質問を終結いたします。

次に、12番。大槻和弘議員、登壇。

[12番 大 槻 和 弘 君 登壇]

12番(大槻和弘君) それでは、一般質問、通告に従いながら行いたいと思っております。水害対策というのが一つ、それから町の行政組織の職員の体制、この2点についてお伺いをしたいと思っております。

1点目の水害対策でありますけれども、近年、異常気象により河川などの氾濫が各地で発生しておりますけれども、本町でも、対策の強化が必要ではないか。また、 亘理町の防災マップが作成をされましたけれども、阿武隈川の氾濫などに備えて、 どのように活用し対策をとるのか、そういう点です。

- 議 長(佐藤 實君) 町長。
- 町 長 (齋藤 貞君) 亘理町におきましては、国・県から公表されている情報をもとに、 洪水、土砂災害、津波浸水などにより、災害の危険が及ぶことが想定される地域や、 指定避難場所の所在を明示し、住民一人一人が危険を感じたとき、自主的に避難所 へ避難できるよう、あらかじめ地域の状況を把握していただくことを目的に、亘理

町防災マップを作成しております。

亘理町防災マップは、全戸に配布を行い、また、町のホームページ上でも閲覧が可能でありますので、住民の皆様には周知は十分できているという認識をしております。

防災マップについては、地域や自宅等にどの災害のリスクがあるかを知るきっかけになることや、避難勧告等が発令された場合は、どのような避難行動をとるべきかについて、家族で話し合いや地区防災訓練等の中でも役立つものと考えております。

また、洪水被害の甚大化により、平成27年に水防法の一部が改正され、従前の河川整備の計画降雨から想定最大規模の降雨となり、最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が国土交通省から発表されております。

亘理町においては、この情報をもとに平成29年度に「洪水・土砂災害防災マップ」の修正を行い、あわせて全戸に配布して周知を図ってまいりたいと考えております。

議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) 防災マップということで、私も逢隈支所のほうでいただきました。 各地区の区域ごとに分けて出しているということでございますけれども、これを見ますと阿武隈川沿い、あそこですと、小山地区だと4メートルか5メートルくらいの水がたまるということが出ていますし、中泉地区については、2メートルとか3メートルとか、そんな感じのことが出ております。

私が言いたいのは、防災マップはできたわけですけれども、今、言われているのは、タイムラインという考え方があるんですけれども、タイムラインというのは、防災行動計画というようなことなんですよ。これは、今現在、570くらいの市町村で、これは28年7月現在ですけれども、そこでタイムラインというようなことがやられているんですが、この中身というのは、いつ、誰が、何をするかというのを、あらかじめ時系列で整理した防災計画というようなことになるんですけれども、名取市では、既にもうできているということで、もともとできたのは、アメリカですよね。

アメリカで12年ですか、アメリカのニュージャージー州で、ハリケーンが当時来 たんですよね。サンデーというハリケーンが。これに伴って上陸の36時間前、住民 に避難を求めたと、タイムラインをもとにですね。そのことによって、建物には確かに多くの被害が出たんですけれども、人的な被害が最小限にとどめることができたということで、そして日本においても、広島の災害がありましたよね。そのとき、やはり結構な災害が出たということで、それを契機にタイムラインという考え方が広がってきたというような格好です。

国も、これを推奨してきているので、恐らく亘理町のほうにも、当然、タイムラインの作成というようなことが言われてきているのではないかなというふうに思うんですが、このタイムライン、今現在、どのような形になっているかわかりますか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 総務課長のほうより答弁いたします。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) ただいまのご質問、タイムラインでございますけれども、国土交 通省と平成27年にいろいろ打ち合わせをしておるようでございまして、8月ごろに、 一応案などを打ち合わせして、27年11月に洪水時の適切な避難を促すために、首長、 町長ですね、を支援するための防災情報共有ということで、国土交通省東北地方整 備局仙台河川国道事務所と情報の共有をしてございます。

内容的には、議員がおっしゃったように、災害発生を予想した段階から、その何十時間前、例えば72時間前は防災体制、水防活動ということで、水防団等への注意喚起とか、岩沼整備局の適時監視とか、それから、避難活動については、学校の休校の判断とか、体制の確認とか、教育委員会内で対応するというような内容で、時系列で72時間前、48時間前、24時間前、15時間前、8時間前、6時間前、4時間前、3時間前ということで、災害の発生時刻等を想定しながら、状況によって変わってくるんですけれども、そういった内容でタイムラインはつくってございます。以上でございます。

議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) このタイムラインですけれども、実際にこれが運用されるとすると、 住民の方も安心なんですね。大体、この時間だとどういうふうな動きをすればいい かというのが、国、いわゆる国交省のほうもありますけれども、国交省それから亘 理町、それから住民と、この方の動きが時系列で出ているわけです。これはもちろ ん、国交省と亘理町と住民の方、あるいはその中にある大きな企業、その方たちと 一緒に策定をするというような形になるんですけれども、そうすると、住民の方は、 町が今どういうふうな動きをしているのかというのをつかみやすい。そして、それ と同時に、余裕が出てくるといいますか、チェックリストとしても使いますので。 ですから、行動の漏れというか、そういったものが少なくなるわけですよ。そうい ったことを考えると、非常に有効なのかなと思っています。

そういった意味で、これは策定中なのかどうかわかりませんけれども、これは、 早急につくってですね、やるべきだなと私は考えております。

それに基づいて、例えば防災訓練をするとか、そういったことも出てくるかと思うんですよ。そうすると、住民の方も、そういった意識というのが非常に高まってくるのではないかと思っています。これ、すぐ取り組めますか。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 先ほど申し上げましたように、27年11月に仙台河川国道事務所と 亘理町の部分について情報を共有していますので、ほぼできているという解釈はし ています。ただ、今回、先ほど町長のほうの答弁にありました、想定を超える洪水 関係で、浸水区域とかも国のほうの公表では、これまでの防災マップと違う点が出 てきておりますので、あわせた中で再度共有して進めていくようになると思います。 ただ、これを直接住民の方が利用するとなった場合の判断なんですけれども、な かなか難しい点があると思います。それで、考え方としては、避難準備の勧告とい いますか、避難準備情報の関係ですね、今度制度的に変わって、高齢者等弱者の関 係については、避難を開始しなさいという内容になるんですが、その辺の周知をま ず徹底していくのが一番かなと。その中で、避難についてはちゃんと指示等に従っ て、情報に従って動いてもらうというのが、まず肝心なのかなと思っております。 以上です。

議長(佐藤實君)大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) この中身は、今言われたような要援護者、これも時系列的に、この時間になれば、もう災害から何時間前には、もうその方を最初に移動させるとか、避難させるとかというようなことも、この中に策定してつくる形になりますので、ただ、今言われたように、確かに今度変更点があるというようことがありましたので、それを含めて、やはり策定を急いでやっていただければなというふうに考えております。

避難所の問題について、ちょっとお伺いをしたいんですけれども、今、阿武隈川が決壊をするといいますか、そういった形になった場合には、避難箇所としては亘理町の小学校、あるいは中学校というような形になっているんですけれども、どちらかというと逢隈地区の方が避難をされるという形になると思うんですよ。そして、このこと、亘理町の小中学校が本当にいいのかどうかというのが、ちょっと疑問な点が少しございまして、一つは、渋滞の問題ですよね。雨が降ったりなんかしますから、結構、避難をするとすると渋滞に巻き込まれるというようなことがあるのではないのかなというふうに思っています。

前に、平成25年7月に亘理町でアンケートですか、つくったやつがあるんですけれども、この中に渋滞の情報が書いてあるんですが、これを見ると、当時、震災時ですけれども、そこの渋滞というのが、ちょうど亘理インターから中泉の医療センターがありますね、あそこまで国道が渋滞すると。

それから、アサノの交差点があるんですが、十文字からアサノまでの小学校、中学校のところですね、あそこも渋滞すると。それから、これは神宮寺のセブンイレブンですか、あそこから亘理公園付近、ああいったところも渋滞するということになるんですよね。そうすると、なかなかこちらまで来るのに時間がかかるという、渋滞に巻き込まれるというようなことも一つはあると思うんです。それと、先ほどお話もありましたけれども、冠水の問題も出てくると思うんです。いわゆる前に8.5豪雨というような、30年ほど前にありましたけれども、あのときには、町のいたるところで冠水というようなことがありました。そういったことを考えると、果たして、ここまでたどりつけるのかと。先ほどの質問の中でもありましたけれども、河川の氾濫、小河川といいますか、そういうのが浸水するというようなともありますし、そういったことを考えると、逢隈の小学校、中学校、こういったところでもいいのではないのかなと、そういうことを検討すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 津波の考えともちょっと合うんですけれども、一時的な緊急的な 一次避難所としてはありなんでしょうけれども、災害の関係、洪水ですとゲリラ豪 雨はちょっと別にしまして、河川の氾濫になる大雨とかになれば、時間経過の中で ある程度判断できる内容かと思っていますので、その中で、できるだけ防災マップ を配ったときにも、この冊子のほうにも書いてございますけれども、状況により素早く避難しましょうということで、できるだけ安全な場所ということで、うちのほうとしては洪水の区域に入る学校等については盛り込んでない状況でございますので、できるだけ早い避難で対応をお願いしたいというのと、あわせまして、洪水のほうの、例えば1メートルとかそれ以下とかという区域も逢隈の中にございますので、それで、どうしても時間的に避難が、冠水とかもあって避難できないといった場合には、逆に危ないものですから、そういうときには、2階建てのうちであれば2階とか、隣近所の知り合いの方のほうの2階のうちにとか、そういうふうな垂直の避難でお願いしたい考えでおります。以上でございます。

- 議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。
- 12番(大槻和弘君) 一時的な避難といいますか、その辺も含めて検討していただければなというふうに考えております。

これ、大崎市にて、あそこ渋井川という川が氾濫をしたものですから、そのときにちょっとお話を聞かせていただいたんですが、防災無線の関係、防災無線について、やはり大雨時とか災害時であれば、音がすごいわけですから、防災無線は聞こえにくいですよね。ふだんでも難聴といいますか、聞こえないところはあるんですけれども、特に、そういうことが言われると。そういったことを踏まえた場合に、大崎市の場合ですと、区長さん方に個別の受信機を配布しているんですよね。防災無線に対しての。こういったことは考えられないのかなと。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 今のところ、個別受信機の設置につきましては、先ほど議員が申されましたように難聴のところということで、防災無線放送の設備が遠くて、例えば近くに山があってとか、その陰で聞こえないといった場合には、個別受信機を設置はしております。それについては、50台ぐらいあるんですけれども、ただ、区長さんここに情報を提供しても、それが行政区全部に広がるかどうかというのもありますし、情報はメディア等を通じるなり、あと防災無線が聞こえにくいという話なんですけれども、実際、今、高気密のうちになってきて、なかなか聞こえづらい点もあろうかとは思うんですが、ちょっと窓をあけて聞いてもらえれば、情報をいろいろと収集できるのかなと。その点は、住民のほうの災害に対する情報の把握ということで、その辺もお願いしながら、今後進めていきたいと思います。今のところ、

行政区長への設置については、考えておりません。

- 議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。
- 12番(大槻和弘君) 行政区長というか、自主防災組織ですよね。それが区長になっているということでしょうから、そういう意味でお話をしたということでございます。 これも、そういうふうな余分があるのであれば、対応といいますか、考えてもらってもいいのではないかというふうに、私は思っています。

それから、その大崎に行ったときに聞いたんですけれども、今、NHKのほうで体育館のところに避難をするわけですけれども、何かあったときには。そのときに、NHKのほうでテレビを対応する事業を何かやっているんですよと、自治体に対して。そういう話を聞いたんですけれども、ちょっと私、確認はしていないんですけれども、それは問い合わせなりなんなりあるんでしょうか。

- 議 長(佐藤 實君) 総務課長。
- 総務課長(阿部清茂君) この辺、議員からもちょっと言われたので、安全対策班のほうに も、そういう情報あるのかということで聞いたんですが、ちょっと捉えてないんで すが、もしあれば、ぜひに活用して、避難所のほうの、もし災害時に避難した場合 の活用情報というか、避難者への対応の中でテレビの設置等も考えていきたいと思 います。以上です。
- 議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。
- 12番(大槻和弘君) 被災者からすれば、情報がないという状態になりますので、ぜひ、 活用できるものがあれば活用したほうがいいのではないかと。ただ、これはテレビ を貸与するというようなことだけであって、それをアンテナをつけるのは、これは 町なりなんなりでやらなくてはならないので、亘理が今、そういうふうな状態になっているかどうかわかりませんけれども、そのことも頭に入れておいてほしいなと いうふうに思います。

また、岩沼ですけれども、岩沼市のほうでは防災アプリというのをやっているんですよね。いわゆるスマートフォンですか、スマホでもって防災行政無線の情報とかを、そのアプリで、アプリを起動しなくても、あるいは市外にいても、市外というか町外にいても、プッシュ機能で受信することが可能ということで、例えば、出張中でそのときいなかったといった場合でも、その防災アプリを使えば、日本全国どこからでも、それがわかると。あるいは親戚が心配で電話をかけても電話が通じ

ないといった場合でも、今、亘理町がどういう状態にあるのかというのが、その防 災アプリでわかるというふうな状況にもなるわけですね。こういった活用もいいの ではないのかなと私は思っております。ぜひ、そういったことも含めて、やれとい うことではありませんけれども、できるものはやればいいのかと、私自身は思って います。

ですから、お金もかかる部分がありますので、何とも言えないところがあるかも しれませんけれども、活用できる部分、住民にとっていいという部分については、 ぜひ検討されたらいいのではないのかなと思っております。

それから、先ほど言った避難の際、冠水する場所が結構あるというようなことがあるんですけれども、亘理町として冠水の場所というのはわかっているのかどうか。わかっているのであれば、私はそういう冠水のためのマップといいますか、そういったものをつくってもいいのではないかと思うんですね。そういったことについては、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 上下水道課長。

上下水道課長(川村裕幸君) それではお答えいたします。

議員おっしゃっているのは、浸水実績図あるいは内水に絡むハザードマップになるのかなと思いますけれども、上下水道課のほうで、内水ハザードマップ、平成29年度の予算の中で作成したいということで予算化してございます。これをつくることによりまして、今後のいわゆる補助事業にも事業実施ということでできることが予想されますので、そういったことで、一応29年度から作成したいということで考えてございます。

議長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) そういう意味では、意見が一致したような形ですけれども。ぜひとも、そういったことでお願いしたいと思います。

それから、国土交通省ですね、岩沼出張所のほうに行って、私、所長がちょうどいたのでお話を聞くことができたんですけれども、今の阿武隈川の状態はどうなんでしょうかというような話をちょっと聞いたんですよね。安定はしていますというような、安全ですとは言わなかったですけれども、安定はしていますという言い方をしていましたけれども。

ここに、これは福島の河川国道事務所でつくったやつ、阿武隈川の流砂系の調査

ということで、砂の流れを書いたやつについて、そういうふうなやつがあるんですけれども、これをちょっと見せてもらうと、堆砂といいますか、砂ですよね、これが流れてくるというようなことで、阿武隈川、今見てみますと、この間までは、あそこは採石ですか、砂ですか、掘削していましたよね、阿武隈川から。それをやっていましたけれども、そこで一つは、阿武隈川の川底は深くなっているというのとあわせて、逆にこちらは流れてきて堆砂がたまってきて、そこが樹木化をするとか、そういったふうな問題があるというようなこと、これが出ています。その辺もちょっとお聞きをしたんですけれども、そうしたら、そういうふうな状況に確かになっていて、そういうふうな意味では、阿武隈川そのものが、今後どうなるのかというのも、即座に余り言えないというような話をしていましたけれども、これが、そのことによって安全かどうかというのは、ちょっとそこの判断はつきにくいけれども、いずれ、そういうふうな堆砂についてはとっていかなくてはならないし、樹木化についても、やはりそれは直していかなければならないという、これからの計画だということになるようであります。

そういった中で、阿武隈川の今泉地区とかになるんですけれども、そこの地区については、昨年、漏水といいますか水が湧いてきて、内水というか、要するに阿武隈川から下を通過してこちらに来るというふうなことが何カ所もありますし、ここに阿武隈川の下流重要水防区域図というのがありますけれども、国交省で出しているやつですね。そうすると、漏水箇所があるのは結構あるんですね、これを見ると。過去にですね、過去に漏水したところが。

それが今泉地区なり、その地区が非常に多いということで、こういった対策はないんでしょうかというお話をしたんですけれども、そこについては、やはり、今現在、結局は砂礫層になっているだろうと、恐らく、堤防の下が。したがって、そこから流れ込んできて、反対側に水が来ると、あふれてくると、そのことによって、下手をすると破堤するという、そういう可能性もあるので、危険なので、そこはいずれ遮水シートといいますか、要するに土どめですよね、いわゆる、それを打っていくという作業をするんだということを言っていたんですけれども、ただ、この事業というのは、河川内の事業というのは、平成18年から30年間かかるというふうな事業があって、その中の一つらしいんですけれども、そうすると、これから、いつそれを打っていくかというのが非常にわからないというか、今現在では答えられな

いというような話だったんですけれども、そういったことを考えると、あそこの地区というのは、非常に危ないと思うんですね、ある意味。高速道路があって、あと堤防ですから、そこに仮に破堤をするとしたらば、そこにずっとたまってしまうというようなことがあるんですね。そこの方たちが心配をしていて、ぜひとも、あそこにある高速道路、そこに避難所をつくってほしいと。震災で海のほうの部分については、それはネクスコでしたか、そこでやりましたけれども、河川が氾濫した場合の待避所として、そこをやってほしいと。これも要望は出してはいるようなんですけれども。この件について、今後、どのようにしていくかというのは答えられますでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 先ほどおっしゃった地域、牛袋なんかも含みますけれども、たしか 10年ぐらい前ですか、私も副町長時代現場を見にいっています。下のほうくぐって 田んぼにあふれてきたというか、それは私も見ております。

今の件なんですけれども、昨年12月の末に、ネクスコ東日本の工事事務所長が私のところに来たときに、この辺も強く要望しました。おっしゃるとおり、あそこを東日本道路で考えているのは、いわゆる津波のことについてのことで、こっちの川のほうについての、なかなかそれは、今の現状ではちょっと無理なようなんですけれども、もうそこは縛りがどうなっているか、その辺、交渉しながらということで、再度お願いしています。

その後、うちのほうの主管課が企画財政なんですけれども、その後、その件について担当のほうで話し合いしているようなので、その件、ちょっと報告したいと思います。

議 長(佐藤 實君) 企画班長。

企画財政課企画班長(宍戸和博君) ただいま町長のほうが答弁したとおり、昨年の暮れ、

ネクスコの仙台工事事務所の所長に対しまして、町長のほうから要望、要請をしております。その後、担当の工務の課長と私のほうで、4車線化に伴う各種の調整事項がございますので、その席上で、そういった今泉地区、牛袋地区の住民のほうから避難階段の設置が強く要望されているということで、担当の課長も、所長のほうから連絡があったようで、その辺はちょっと検討してみるということで、ただ先ほど町長のほうから答弁がありましたとおり、国のほうの縛りがあります。現在は、

津波の浸水区域であれば、間違いなく問題なく設置は可能と。ただ、阿武隈川が増水したとき、津波が重なって生じた場合、津波が上流まで遡上した場合、その辺でぶつかる可能性もなきにしもあらずというようなことで、その辺でネクスコのほうは上層部のほうと調整を図ってみるというふうな回答をいただいております。以上です。

議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) ぜひお願いをしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

町行政組織の職員の体制についてでありますけれども、復興事業の進捗に伴う組織の見直しが行われますけれども、職場全体の人員体制についての検証はどうだったのか。また、各課の人員配置にどう生かしていくのかという点です。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 間もなく東日本大震災から6年目を迎えようとしておりますけれど も、これまで取り組んできた復興事業の進捗状況につきましては、議員の皆さんも ご存じのとおり、9割を超える事業に着手し、7割の事業が完了しているという状 況であります。復興事業としては、残りの3割の事業について平成29年度以降も鋭 意取り組んでいく予定でございます。

今回の組織見直しにつきましては、1月の臨時会でもご説明差し上げたとおり、 おおむね当初の目的を達成したと思われる、いわゆる被災3課を廃止するとともに、 第5次亘理町総合発展計画に基づく行政運営の推進、まち・ひと・しごと創生総合 戦略の推進等に向け実施するものであります。

亘理町の職員体制としては、昨年の12月の人員で申しますと、プロパー職員が292名、そのうち任期つき職員が24名含んでおります。したがって、任期つき職員を除くと268名ということになります。プロパー職員は292名、再任用職員が11名、宮城県を含む他の地方自治体からの応援派遣職員19名を合わせまして322名となっておりますが、新年度におきましては、退職者や派遣職員の減少などの関係から、職員の減少が見込まれます。

新年度における各課の人員配置につきましては、現在、調整中でありますが、まずもって、震災の状況から復興事業の進捗状況に応じて、少しずつではありますが、 震災前の状況に職員配置も戻していくことが必要であると考えておりますし、その 中で、町の総合計画であったり、まち・ひと・しごと創生総合戦略だったり、それらの町の計画等で重要施策と掲げる事業、さらにはそれぞれの事業の業務量などを 考慮しながら、それぞれの課において必要と思われる人員を職責等に応じて適正配 置していくという考えでございます。

議長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) 昨年は、同じように質問をさせていただいたんですけれども、震災 関係5年たってからというような質問をさせてもらいました。ことしは、6年目と いうふうなことになるので、やはり職員の体制については、今まで話していた分が あるんですけれども、戻していく必要があるのではないかということで、ちょっと 調べさせていただきました、職員の方。そうしましたら、正直言って職員の方がか わいそうというような、ちょっと結果ですよね、これを見ますと。

調べさせてもらったのは、超過勤務、残業とそれから休暇、これをちゃんととれているのかと。残業もどれだけしているのかというようなことをちょっと調べさせてもらったんですけれども、厚生労働省の毎月の勤労統計調査の所定外労働時間というのは10.7時間、残業時間ですよね。大体、いろいろな企業なりなんなりなんですけれども、そこの中で、大体10.7時間ぐらい超過勤務になっているんだろうというふうに思います。なので、亘理町の場合、15時間以上やっている課が、亘理町の場合10.8時間というのが平均なんです、超過勤務の。それ以上の15時間以上やっている課がどのくらいあるのかなと。平均ですけれども、1人当たり15時間以上やっているというような課が、そうするとこれにかかわってくるところが12課ほどあったんですけれども、その中の六つの課、これちょっと多いなというのが、ちょっと見て気の毒だなというふうに思ったんですけれども、一つは町民生活課。ここも、ここは3カ月間ですけれども、15時間を超えております。3月から5月まで。これは、繁忙期のときですよね。ただ、平均で20時間を超えているのも、この3カ月なんですよ。15時間ではなくて。年休も4.5日ぐらいしかとれてないんです、この課は。

そういった意味では、ただ機構改革絡みがあるものですから、ここは。それで超勤と年休、そういったことを見た場合に、人員増加あるいは繁忙期対策をどうにかしていかなくてはいけない。あるいは事務改善、ここはしていかなくてはならないのではないかなと、私はそのように考えています、これを見たときに。

それから福祉課。ここも、3月から12月まで10カ月間15時間を超えているという、 平均ですよ。それから20時間超える月も2カ月ほどあるという状況です。農林水産 課ですね。ここも同じく1月から5月まで、それから9月、11月と9カ月間になる んですけれども、これが15時間超えている、毎月超えている月です、平均でですけ れども。それから、20時間も超えているのが5カ月くらいあるという状況です。こ こも、ちょっと大変なのかなというふうに思いますけれども。

それから、商工観光課。ここが一番大きなところというか、大変だと思うんです、ここは。これは、15時間超えているのは9カ月、年休も1.3日しかとれてないんですね、実際。20時間超えているのが2カ月あるんです。平均は17.7時間、月、平均であります。それから生涯学習課、ここも5カ月間ほど15時間を超えている月があります。年休も7日とれていませんというふうな状況ですね。

そういうふうな状況が続いているというようなことで、特にひどいのが、やはり大変なのが企画財政課です。ここが1月から12月まで全部の月が15時間超えていて、20時間超えているのも、それも8カ月も20時間超えている月があるんですよね。この実態を見たら、やはり気の毒というか、やはりここを何らかの体制を考えていかなくてはならないのではないかなというふうに、私自身は思っているんですね。

そして、具体的な中身を見ていくと、やはりいわゆる業務量が多いというのは確かだとは思うんですけれども、そのほかにイベントがあるんですよね。特に、商工観光課とかそういったところについては、やはりその時期にイベントがあるということで、休みがとれない、残業で出ていかなくてはいけない、こういうふうな実態になっているというのが現実の姿ですから、そのイベントに対する対策、当然これは町のイベントですから、大切なイベントですよね、当然。これはやはりやっていかなくてはならない。でも、その職員体制をどうやってつくり上げていったらいいのかというのも一つの課題だと思うんですよ。ここはやはり、全庁体制でいくとか、あるいは何らかの体制が必要なのではないかなというふうに、私はそのように考えてはおります。

あと繁忙期の問題もあるんですけれども、あと、機構改革で、今言った課でも機構改革の課がありますから、機構改革をやった中でスケールメリットを生かして、特に今言った商工観光課なんかは、これは2班体制になると思うので、今度は。そうしたら、そのスケールメリットがあるので、そういった体制もとれるのかなとい

う、こういったことを、やはりやっていく必要があるのではないのかなというふう に、私自身は思っています。

それから、生涯学習課について、やはり課長にお聞きをしたいんですけれども、 こういったことがあって、取り組みを今度はなされるというようなことを聞きまし たね。それにちょっと、どういう中身なのか教えていただきたい。

議 長(佐藤 實君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(佐藤和江君) 大槻議員さんから生涯学習課の件について、イベントが多いということも話していただきました。確かに、イベントも多いことと、あとはイベントであれば、土日なので、何とか調整して振休をとってもらうようなことは勧めてはおりますが、ただ、日常の5時15分以降の、そちらのほうの時間外になりますと、振休の対象にはなりません。そして、その分を積み重ねていかないと通常の課の事業というのをなかなかできないことになっておりますので、職員については、やはりどうしてもやらなければならない事業をやってはおるんですが、それをやるために効率的に何とか進めていく方法とかというのをお話ししている状況でございます。

それから、生涯学習課は、中央公民館の事務所にいる分については二つの班なんでございますが、あとは悠里館のほうに文化財班ということがありまして、それぞれの班で忙しい時期が違ってくることもあります。そういう場合においては、班を超えて応援体制を組んで、一人に集中しないようにということで声がけはしてお手伝い、班を超えたお手伝い、課としての仕事でございますので、そういう面については声がけをして、幾らか改善していっているというところも見えてきているような状況でございます。以上でございます。

議長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) 今、課長さんが言われたように、いろいろな案を考えていただいて、 やはり減らすという努力が必要なんだろうなというふうに思います。

そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、今言った課も含めてですけれども、年間労働基準法で言えば360時間なわけですよね、上限が。ただ、役所といいますか役場の場合は、労働基準監督署の管轄ではありませんので、そのかわりは町長がやるという形になるんですけれども、そういったことでありますけれども、今言った時間数については、平均の時間数です。平均の時間数ということは、多い人もい

るし少ない人もいると。そうすると考えた場合に、これだけ時間数が多いということになると、80時間なり、360時間なり、あるいは月80時間、これは過労死ラインと言われていますけれども、そこの近くまで、もしかしたら調べてはいませんけれども、いっている可能性があるのではないかと、私は思うんですよ。

そういう可能性がある、あるいは仮にいったとしたらば、そこはやはり、私思うのには、対策が必要なんだろうなというふうに思うんです。これは、産業医がいると思うんですけれども、その産業医の方がいると思うんですけれども、そういった活用ができないのかということなんですけれども、いかがでしょう。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 産業医は二人おります。産業医2名いらっしゃいます。内科関係で、個人名を上げますと大友医院の大友源一郎先生、それから心の関係といますか精神の関係で南浜中央病院の理事長、高階先生ということで、2名をお願いしてございます。

それで、時間外多い人の時間数も、議員から資料を出してくれということで出させてもらって、うちのほうでも情報をつかんでいるんですけれども、その多い関係につきましては、ことしから始めた人事評価の中で、中間面談、それから期首面談等もやってございますので、その辺、班長、それから課長の中でいろいろ職員の体の状況も聞きながら、職務の状況、目標達成の関係、それらいろいろ職員と話をしていただいて、先ほど生涯学習課長も言われた改善策とか、方向性とか、いろいろ絞っていただいて、創意工夫を凝らした行政運営に努めてもらえればと思っております。以上です。

議長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) 私はやはり、月80時間近い勤務ということになれば、仮に80時間を 超えるということであれば、産業医と超勤をなさった方、面談をさせるべきだと思 うんです。それで健康面を管理していくと、やはりそういったことも大切ではない かと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 80時間はないと思うんですけれども、産業医の役割としても、職員の健康保持の関係がございますので、その辺は今後、安全衛生委員会の中でも、産業医といろいろ相談させていただいて、単なる健康診断だけの結果だけではなく

て、そういった時間外の関係での、多い職員等についても、ちょっと班長なり課長なりからも状況確認しながら詰めていければと思っています。今後の課題として取り組んでまいりたいと思います。以上です。

議長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) 今、総務課長がおっしゃられましたけれども、安全衛生委員会ですよね、安全衛生委員会があるはずですから、やはりこういった問題についても、安全衛生委員会の中で取り上げていくべきだと、私は思うんです。定例的にやっているかどうかわかりませんけれども、本来であれば月に1回とかとやるのが通常だとは思うんですが、なかなか震災でなかなか難しかったという状況もあるだろうと思いますので、そこは、今後は定期的にやりながら、今言った超勤の面も含めて、職員のことを考えた安全衛生委員会にしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 安全委員会を組織してございます。先ほどお答えしたとおりでございまして、現在は、年2回の開催になってございます。毎月の開催といいますのは、職場の遵守とかが、多分主な内容になってくると思うんですけれども、そういった健康面については、年2回の中でいろいろ受診の状況とか結果について、そしてまた事後指導について、どういうふうな受診状況になっているかというのも含めて、あと、メンタルヘルスの関係、今回のストレスチェックの制度の創設ということでの、そういうふうな進め方も、いろいろ衛生委員会の中で検討させていただいて事業を実施しているところでございます。

議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) ぜひともそういう方向でやっていただきたいというふうに思います。 職員の方で、やはり心のメンタル面での、そういうふうなことが生まれてくると大変ですから、体だけではなくて精神的な部分も、やはり大事にしていかなければならないというふうに思っています。

病気休暇をとられている方も、28人ほど、現在実際いるわけですよね。そういったことも含めて、やはり考えていかなければならないのかなと思います。

あともう一つだけ、一言だけ言わせてもらいたいのは、広報ありますね、町の広報。あれ、携わっている方がいらっしゃると思うんですけれども、やはり、その辺

も手分けをしながらやる体制をつくったらよろしいのではないかということだけ、 一言つけ加えておきたいと思います。

次の質問、最後の質問です。

今、自治体職員の非正規化が指摘されておりますけれども、本町の臨時職員も多く採用されております。臨時職員の採用について、何を基準で行っているのか、また、処遇の改善は行われているのか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 臨時職員につきましては、12月現在で200名ほど雇用している状況 であります。

内容的には、各課や小中学校における事務補助員が60名、いわゆるアルバイトを含みます。わたり温泉鳥の海、小中学校等における業務補助員が16名、保育所等における技術補助員、いわゆる保育士の補助員として78名、保育所の調理補助員が16名、介護保険に係る介護支援専門員や認定調査員が14名、検診等に係る看護師、歯科衛生士、管理栄養士等が16名となっております。

臨時職員については、検診等のため一時的に人員を要する場合や事業量増に対応 するための職員補助として採用している者もありますが、一時的な場合でなくても、 町の財政状況や保育士のような資格を必要とするものもあり、その職務の内容など により採用しているケースもあります。

採用の基準については、業務によりさまざまですが、今、述べたような検診や保育関係については、資格を要することもございますし、事務補助員のように、特に資格を要しないものもありますので、一概には言えませんが、初めに臨時職員として働くことを希望する方が町に登録をしていただき、各課において必要があった場合、それぞれの条件に応じて面接等の考査を行った上で採用している状況であります。

処遇については、随時の見直しを行っておりますが、近年においては、特に保育士の確保が厳しい状況であることから、民間や近隣自治体の状況を確認の上、新年度におきましても賃金の見直しを行う予定で進めている状況であります。

議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) 臨時職員も、今、非常に、亘理町だけではありませんけれども、臨 時職員が非常に多くなっているというようなことで、そういった意味からいうと、 特に亘理町の場合、臨時職員、36%が臨時職員になっているんですよ、全体の人員からすると。ほかのところだと、それでもやはり30%いくんですけれども、36%、非常に多いなと思ってはいます。

本来であれば、正職員でやるべきところなんですけれども、臨時職員でやっているというようなことですけれども、特に多かったのは、福祉課の臨時職員なんですよ。福祉課の臨時職員は、正職員が23人に対して30人が臨時職員なんです。この内訳って何なんでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 福祉課のほう、人数多いんですけれども、まず高齢者支援班のほ うなんですけれども、介護認定調査員ということで、ケアマネジャー6名ほど雇用 してございます。それから、介護認定のための、今度はケアマネではなくて調査員 ということで、家庭を訪問して対応申請があった場合に、認定申請があった場合に 状況を確認していただく調査員の方々、そちらが8人ぐらいいらっしゃいます。そ れから、福祉班の障害者のほうの区分調査といいますか、程度を調べる調査員とい うことで1名、臨時職員を使っていますし、子ども家庭班におきましては、託児の 関係、事業の中での託児の関係等で保育士等の資格がある方、それからあとはお子 さんを抱える世帯であって、支援を要する、要するにヘルパーさんのような方を配 慮するような家庭の調査というか、対応に当たっていただいている学校の先生、O Bとか保育士のOBとかの職員が数名、それから被災者支援の関係でサポートセン ター、28年度なのでサポートセンターの関係の准看護師の職員の方々、それからフ ァミリーサポートセンター、子育ての関係の支援で預けたい、お願いしたい子供と、 うちで見てくれる方のつなぎ合わせとか、そういったことをやるファミリーサポー トセンターの臨時職員として3人、そういった内容で雇用しています。そのほかに、 保健師とか保育士とか、臨時的に各事業の中で必要となる方については、この方に ついては、本当に短時間なんですけれども、そういった職員も臨時職員として雇用 の形をとらせていただいて、採用している状況でございます。以上でございます。

議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) メモをとったんですけれども、かなり多いので、とり切れませんで したけれども、福祉課だけにこれだけのいろいろな、福祉課関係というのがすごく 多いなというふうに思うんですけれども、そういう資格を持った方だとかがいると いうようなことでしょうし、そうでない事務の補助の方もいらっしゃると思うんですが、事務の補助の方で、よく官製のワーキングプアということを、今、言われますよね、臨時職の方を含めて。そういった意味からいうと、臨時職員の賃金、事務補助ですけれども、これというのは、年間幾らくらいになるんでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 年間の金額でなくて、大変済みません、手持ちの資料は、事務補助員の日額が5,800円ぐらいになります。20日ちょっとぐらい働いて十二、三万ぐらいといった関係の12月ということになろうかと思います。以上でございます。

議長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) やはり安いですよね。これ、恐らく年間でいうと百二、三十万とか、 そんなくらいになるのかなと思うんですけれども、フルタイムで働いている方もい て、フルタイムで恐らくその金額、130万くらいだと思うんです。かなりやはり低 いですよね。やはり、この臨職ということについて、待遇面の改善というようなこ とがあるんですが、手当面は一切つかないんでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) ただいま申し上げました賃金については、28年度分の賃金で、先 ほど町長答弁の中で賃金の引き上げ等も検討するということにしていましたけれど も、29年度につきましては400円アップで、日額6,200円というふうに改定をいたし ます。

それと、手当については制度上、6月での採用、延長してさらに6月が一応1年の限度ということでの採用方式をとってございますので、手当等についてはございませんが、ただし、保育士の確保等、なかなか厳しい面がありますので、通勤に片道10キロ以上かかる職員については、賃金に上乗せして支払いをしている状況でございます。以上でございます。

議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) 通勤手当ということですね。実質的には。(「実質的なことなんですが、賃金の中で」の声あり) それくらいしかなくて、あとは一切ないということだと思います。臨職なので出ないんだなと、本来出せないのかもしれないんですけれども、出ているところも、自治体によってはあることはあるんですね。

臨時職員なので問題なんですけれども、これ、特別職の非常勤職員というのはあ

りますよね。同じように、一般職の非常勤の職員という、これはいなんでしょうか。 議長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 一般職の非常勤職員の根拠については、地方公務員法の17条に規定があるんですが、職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者が採用、承認、後任または転任のいずれか一つの方法により職員を任命することができる。亘理町で使っています臨時職員については、条件つき採用及び臨時的任用ということで、第22条のほうの採用をしてございます。先ほど申し上げました17条の一般職非常勤職員の任用は、しておりません。以上でございます。

議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) 臨職から正職へなる道はあるんでしょうか。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 採用については、ちゃんとした試験を行ってということが前提で ございますので、臨職から正職になるということはございません。

議長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番 (大槻和弘君) 臨時職員は、先ほど言われたように地公法の22条ですね。先ほど私が言った非常勤職員、これは地公法の17条の職員ということになるんですけれども、この17条の職員であれば、通勤手当も出すことはできるんですよ。臨時職員だと出せないというような形になりますから、大変苦労しながら10キロ以上の方については通勤手当、費用弁償については出してきているんだろうというふうに思っています。それはそれで結構だと思うんですが、私はそういう意味からいうと、臨職ではなくて、正職員になれないのであれば、非常勤職員、一般職の非常勤職員の道、こういったものを考えてもいいのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 方策的にはあろうかと思うんですけれども、そういった場合に、 欠員が生じた場合とかというふうになってきますので、その理由づけがなかなか厳 しいものがあるのかなと。これまで臨時職員をずっと使ってきてございます。欠員 をどこまでさかのぼるのかというのもありますし、そしてまた、臨時職員が現在保 育士でも相当数いらっしゃいます。そんな中で、その全てを一般職にするのかどう かというのも、いろいろ問題があると思いますので、今後、国のほうにおいても、 この非常勤職員、任期つき職員含めた臨時職員の関係、制度の内容を検討していま すので、それらを踏まえた上で、今後は進めていきたいと思っております。

議 長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) 今、お話しがあった地方公務員の非常勤職員及び任期つき職員の任用などのあり方に関する研究会、たしか今されています。その報告も、今、上がってきております。そこの中の報告の中で、愛知県の東浦町というところなんですけれども、ここは、臨時的任用職員から一般職の非常勤職員に、もう既に変えたんですよね。その報告が、その中に出ているんです。できないことはないんです。できるはずなんですね。

国のほうも、どういうふうな考え方でいるかというと、今あるのは、特別職の非常勤職員、これは22万人いるんですよ。それから臨時的任用職員、これは26万人、全国ですけれども、それから一般職の非常勤職員、17万人いらっしゃいます。その今言った特別職の非常勤職員とか臨時的任用職員、これを一般職の非常勤職員に変えてしまうというふうな中身があり方研究会なんです。いずれはそうしたいということです。そうすると、何があるかというと、先ほどお話があったように通勤手当が出ます。そのほかに、いわゆるボーナスですね、このボーナスの支給も可能になるというふうなことになります。

ですから、そういった意味からすると、今からそういった研究も含めて、いずれ 国としてはこういう方向に持っていくんでしょうから、研究をして、あるいは試行 的にやってみると、そういう考えはありませんか。

議 長(佐藤 實君) 総務課長。

総務課長(阿部清茂君) 国のほうの報告等、改めてあと法の改正もあろうかと思いますので、その辺を踏まえた上で、十分に精査して検討したいと思いますが、前提としては、財政的なこともありますので、その辺を踏まえて進めていきたいと思います。

議長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番 (大槻和弘君) 確かに、財政的な問題が確かにあると思います。そういったことも 含めながら、それであっても、一歩でも二歩でも進んでいければいいなというふう に思っていますし、やはり、非常勤職員ということを考えた場合には、身分保障も されてないし、お金の保証もないというふうなところで、これも全国的な問題だと いうふうにされてはおりますけれども、やはり、そういった問題を今後変えていか なければならないんだなというふうに思っています。

それで終わりたいというふうに思うんですが、一つだけ、ちょっと気になっているのが、管理職の方々ですよね。よく、先ほどお話をいたしましたけれども、いろいろなお祭りなりなんなり、そういうのがあるわけですよね。皆さん方、いっぱいいらっしゃいますけれども、これも大変なんじゃないのかなと、私、思っているんですよ。全員が来なくても、分けて出るとか、何かそういう方策も考えたらいかがかなということを申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

議 長(佐藤 實君) これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は午後3時とします。休憩。

午後 2時48分 休憩

午後 2時58分 再開

議 長(佐藤 實君) 休憩前に引き続き一般質問をとり行います。

次に、6番。高野 進議員、登壇。

[6番 高 野 進 君 登壇]

6 番(高野 進君) 6番高野 進でございます。

簡潔にできるだけいたしますので、簡潔な答弁をお願いしたいというふうに思います。

二つ質問するわけですが、一つは、これからの高齢者対策としての地域包括システムの構築についてであります。

団塊の世代が全て75歳以上になる2025年、平成37年問題が8年後に控えます。私は、従来どおり65歳以上を高齢者と位置づけ、平成37年に75歳を迎える社会を、超高齢社会と位置づけて発言をいたします。

これからの超高齢社会に向けて、私もいつか行く道ですが、高齢者一人一人が個々の心身の状態に応じて、自分らしい日常生活を最後まで営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等を地域全体で一体的に提供する体制、これが地域包括システムでありますが、この構築が求められております。この地域包括ケアシステムの構築について、第6期亘理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、次の点を伺います。

まず、この計画の留意点は、団塊の世代が75歳以上となる平成32年、平成37年を 見据えた計画であります。従来型の介護方法、いわゆる家族や施設以外にも目を向 けて、地域での在宅介護の充実を図るとともに、地域全体で見守っていく共助の体制づくりに取り組んでいくというのが留意点であります。そこで、平成27年度から 2年間の進捗状況及び今後について伺います。答弁を願います。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 在宅医療と介護の連携についての支援体制の整備でよろしいんですか。

6 番(高野 進君) ちょっと訂正いたします。
ちょっと飛ばしましたので、初めからやります。

議 長(佐藤 實君) 高野 進議員。

6 番(高野 進君) まず、これからの高齢者対策としての地域包括システムの構築について。

団塊の世代が全て75歳以上になる2025年、平成37年問題が8年後に控えます。当町において、75歳以上の方は、平成24年度12.1%で、平成37年度は17.6%になると予測されております。私は、65歳以上を高齢者と位置づけ、平成37年に75歳を迎える社会を超高齢社会と位置づけて発言をいたします。

これからの、超高齢社会に向けて、高齢者一人一人が個々の心身の状態に応じて自分らしい日常生活を最後まで営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等を地域全体で一体的に提供する体制、これが地域包括システムであり、この構築が求められております。この地域報告システムの構築について、第6期亘理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、次の点を質問いたします。

まず、この計画の留意点は、団塊の世代が75歳以上となる平成32年、平成37年を見据えた計画であります。従来型の介護方法、家族や施設以外にも目を向け、地域での在宅介護の充実を図るとともに、地域全体で見守っていく共助の体制づくりに取り組んでいくというのが留意点であります。そこで、平成27年度から2年間の進捗状況及び今後について、今後というのは平成29年度でございます、6点伺います。ここで1点目に入ります。

在宅医療と介護の連携による支援体制の整備についてであります。

高齢者が疾病を抱えても自宅等の住みなれた場所で自分らしい暮らしを続けてい くには、在宅医療を充実させるほか、地域における医療と介護の関係機関が連携し て、継続的な在宅医療や介護の提供を行うことが必要になります。そこで、町では、 関係機関との連携や調整の役割の明確化、特に医師会等との連携を要しますが、現 時点での進捗状況、今後の取り組み計画を伺います。計画は、平成29年度分でござ います。ご答弁願います。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 高野議員のご質問のとおり、団塊の世代が75歳を迎える2025年度を 目途に、高齢者一人一人が住みなれた地域で自分らしい生活を最後まで続けられる よう、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを一体的に提供できる体制 の構築が求められております。

ご質問の、高齢者が医療と介護の両方を必要とする状態になっても、在宅医療と 在宅介護の支援が切れ目なく提供を受けるための在宅医療と介護の連携による支援 体制の整備についてですが、現在、入院を必要とする病気になっても、亘理町には 入院設備を有する医療機関がないため、入院は町外の施設に頼らざるを得ない状況 となっております。また、在宅医療に関しては、亘理往診クリニックなどの医療機 関に限られている現状でございます。

そのようなことから、本町のみで在宅医療と介護の連携、特に入退院時における 医療と介護の連携に対応するのは難しい状況にあるため、現在、名取・亘理地区の 2市2町の広域で検討を重ねております。具体的には、塩釜保健所が中心となり、 名取・亘理地区の関係機関者で構成する地域医療対策委員会の専門部会であります 地域ケア推進委員会におきまして、より連携を図るためのツールとして、医療と介 護の連携シートの作成と、その運用について協議しております。

また、亘理郡医師会、岩沼歯科医師会との連携のもと、昨年7月に山元町との共催により、亘理地域在宅医療・介護多職種連携研修会を開催し、連携のあり方について検討を行いました。その中で、連携を図る上では、医療と介護職の顔の見える関係を構築することが重要であるとの意見が出されましたので、医療職と介護職、それぞれがおのおのの専門性を理解し、医療と介護に関するテーマについてともに学ぶ研修会等を重ねながら、在宅医療と介護職の連携が図られるよう、体制整備を進めているところであります。

議 長(佐藤 實君) 高野 進議員。

6 番(高野 進君) 連携を進めていくということ、計画ですね。そこで、町の役割は何

かということを伺います。鶴岡市では、医師会主導で多職種連携を構築しております。また、医師会内に相談窓口を設置しております。当町では、高齢者対策として相談窓口を役場内に設置すべきと考えますが、いかがですか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) 現状については、福祉課長のほうより説明させます。

議 長(佐藤 實君) 福祉課長。

福祉課長(佐藤育弘君) まず、ご質問の町の役割というところでございますが、介護保険 法の地域支援事業というところの中に、在宅医療・介護の連携の推進を図ることと いうことが法の中で位置づけられております。

本町におきましては、地域包括支援センターがその窓口となりまして、医師会、 歯科医師会並びに薬剤師会、介護事業所等の多職種連携が図られるように、調整機 能を今後窓口として担っていくということになります。

議 長(佐藤 實君) 高野 進議員。

6 番(高野 進君) 窓口として担っていくというのは、町当局で、それが中心になって やっていくということになりますか。その質問でした。

議長(佐藤實君)福祉課長。

福祉課長(佐藤育弘君) 中心となるのは、地域包括支援センターが中心となって、もちろん窓口になり、中心になりということで推進していくようになります。

議 長(佐藤 實君) 高野 進議員。

6 番(高野 進君) 2点目、認知症施策の推進であります。この高齢者保健福祉計画、 介護保健事業計画には、認知症の早期の段階から適切な診断と対応が可能な体制を 整備し、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークを構築すると ともに、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、本人や家族に対し継続的に支 援できる体制を整備しますと、こうあります。ちょっと長かったかもしれませんけ れども、現時点での進捗状況と、やはり今後の取り組み計画をお伺いいたします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 認知症施策の推進についてですが、認知症に関する相談については、 地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」として2名を配置し、認知症の 病状に合わせた対応方法や受診の相談、必要に応じて専門医の紹介等を含め、医療 機関、介護サービス事務所や地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の方ご本人 と、その家族を支援する相談業務を行っております。

また、平成28年6月には、関係者と検討を重ね作成した認知症ケアパスを全戸配布し、認知症に対する認証啓蒙普及に努めました。さらに、認知症の早期発見のため、誰もが簡単にゲーム感覚で物忘れチェックできる「物忘れ相談プログラム」を導入し、認知症カフェ、介護予防教室や、住民検診の会場に設置し、認知機能の低下が疑われる人の早期発見、早期支援につなげられるよう取り組んでおります。

なお、平成29年度には、高齢者が認知症になっても、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられるように、認知症の早期診断、早期支援体制の構築を目的とする認知症初期集中支援チームを設置するため、亘理郡医師会等の関係機関との調整を進めているところであります。この認知症初期集中支援チームは、医療系と介護福祉系の専門職で構成され、認知症の人や認知症の疑われる人を訪問し、認知症専門医のアドバイスを受けながら観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活をサポートするため設置するものであります。

議 長(佐藤 實君) 高野 進議員。

6 番(高野 進君) ただいまの答弁で、認知症初期集中支援チームの設置、平成29年度 中、間もなくですね、来年3月までありますけれども、計画どおりいくといいです ねということを期待しておりますが、大丈夫ですかという言葉は失礼ですが、いか がなものでしょう。

議長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 今、申しましたように、やはり認知症というのは、人、個人個人違いますし、やはりできるだけ初期のうちに発見すると、それでもって対応していくと。一人一人によって、これは対応が違ってきますから、これはぜひ、実現したいです。先ほど申したように、やはり住みなれたところで長く暮らすということが、一番の眼目になろうかと、そのように思います。

議 長(佐藤 實君) 高野 進議員。

6 番(高野 進君) 3点目に入ります。

地域ケア会議の推進であります。

地域ケア会議は、地域包括システム実現の有効なツールです。多職種共同による ケアマネジメント支援と地域のネットワーク構築に実効性あることが肝要であると、 私は考えます。 まず、現時点で、この地域ケア会議の推進、地域ケア会議の進捗状況と今後の取り組み計画、次年度ですが、それについてお伺いいたします。

議長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 地域ケア会議の推進は、地域包括支援センターが窓口となり、亘理 町の在宅医療、介護の連携や認知症対策等における課題を検討するため、高齢者等 の支援にかかわる保健、福祉、医療や地域の方々などの関係者で構成する地域ケア 会議を開催しております。

今後につきましても、地域ケア会議を通して、介護にかかわる関係者のネットワークのさらなる強化並びに地域包括支援センター機能の充実にも努めてまいりたいと思っております。

議 長(佐藤 實君) 高野 進議員。

6 番(高野 進君) 地域ケア会議の、これに携わっている職種なんですが、医師、看護 関係者、薬剤師、先ほど岩沼の歯科医師会ですか、等述べられましたが、そのよう に捉えてよろしゅうございますか。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) もう少し具体的には、福祉課長のほうより申し述べたいと思います。 議 長 (佐藤 實君) 福祉課長。

福祉課長(佐藤育弘君) ケア会議の構成メンバーにつきましては、ただいま議員さんおっしゃっていたとおり、医師、歯科医師、薬剤師、あとは介護支援専門員、介護事業所の職員の方々がメンバーになるというところなんですが、この地域ケア会議につきましては、機能といたしまして個別課題解決機能と、あとはネットワーク構築機能、あとは地域課題発見機能、地域づくり資源開発機能、政策形成機能と五つの機能を持たせるというようなことになっておりますので、メンバー的には、構成メンバーはただいま申し上げたとおりでございますが、その会議につきましては、メンバーを固定せずに、その項目項目に合った対応をしていくというようなことで、その会議ごとのメンバーを構成したいと思っております。

議長(佐藤 實君) 高野 進議員。

6 番(高野 進君) 4点目に入ります。

生活支援サービス体制の整備であります。

今後、65歳以上の単身高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯の割合がふえていくと

予測されます。ちなみに、当町ではひとり暮らしの高齢者、65歳以上ひとり暮らし、 平成21年度6.4%でした。平成26年度は1.8%アップして8.2%、これがひとり暮ら しの高齢者。次に高齢者夫婦世帯、平成21年度は7.8%、平成26年度は1.7%アップ して9.5%であります。65歳以上の高齢者のいる世帯、平成26年度5,836世帯、 50.7%、全世帯の半分ちょっとが65歳以上の高齢者がいる世帯であります。

このように、高齢者世帯がふえつつあり、日常生活上で支援が必要なサービスの 提供が行政として求められております。そのためには、生活支援の担い手の育成、 確保など、生活支援サービス体制の整備が重要です。そこで、生活支援サービス体 制の整備について、現時点での進捗状況と、これも同じように今後の取り組み計画、 平成29年度です、これについてお伺いをいたします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 高齢者の自立した日常生活を支えるための生活支援サービス体制の整備につきましては、平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業を開始するため、関係する団体と調整を行ってまいりました。また、介護予防・日常生活支援総合事業を効果的に実施していくために、亘理町生活支援体制整備事業実施要綱にのっとり、生活支援サービスコーディネーターの配置を行い、本町の生活支援サービスの資源発掘や開発などを行うとともに、亘理町における生活支援体制に関し、保健、医療、福祉関係はもとより、関係者はもとより町内のボランティア団体、NPO団体の多様の関係者を交えた生活支援体制整備協議体を設置し、情報の共有や連携の強化を図りながら、多様な住民ニーズへの生活支援サービスの対応や住民主体の支援活動の推進に向けて、これから取り組んでまいりたいと思っております。

議長(佐藤 實君) 高野 進議員。

6 番(高野 進君) ただいまの答弁の中で、生活支援協議体の設置、運営ですね、私の 手元にあるのは、平成29年4月から、間もなく設置運営したいというふうになって おりますが、まさしく間もなくなんですが、予定どおりいくものかどうか、お伺い いたします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長(齋藤 貞君) 予定どおり、現在のことについては福祉課長より申し述べます。

議 長(佐藤 實君) 福祉課長。

福祉課長(佐藤育弘君) 総合事業並びに生活支援コーディネーターの設置または協議体の

設置というようなことで、今、準備を進めておりまして、ことしの4月からスタートできるように準備は整っているところでございます。

- 議 長(佐藤 實君) 高野 進議員。
- 6 番(高野 進君) 4月からスタートできる、心強い限りです。

5点目、介護予防の推進であります。これ、前置き抜きます。現時点での進捗状況と今後の取り組み計画を具体的にご答弁願います。

- 議 長(佐藤 實君) 町長。
- 町 長 (齋藤 貞君) 介護予防の推進ですが、今年度は、運動と脳トレーニングを中心とした「わきあいあい運動教室」のほか、「ぼけてらんねっちゃ」「運動教室(すたこらさっさ)」などの事業を実施し、介護予防に努めてまいりました。また、各地区・小地域活動グループやシニアクラブ等へ出向き、介護予防の重要性を伝える出前介護予防教室も実施するなど、介護予防に関する啓蒙普及を行っております。今後も、地域住民がいつまでも生き生きとした元気な生活を送っていただけるよう、介護予防に関するさまざまな、今申し上げた事業、さらにはさまざまな事業を展開してまいりたいというふうに思っております。
- 議長(佐藤實君)高野進議員。
- 6 番(高野 進君) 「ぼけてらんねっちゃ」とか「すたこらさっさ」というか、何か懐かしい言葉ですが、ぜひ、推進してこれからもやっていただきたいと思います。

6点目。高齢者の住まいの安定的な確保であります。

先ほど、高齢者とか高齢者世帯数が増加する、いわゆる数字的なことは申し述べました。高齢者世帯数が増加する中で、計画には今後、保健、医療、介護などのサービスが提供されることが前提である。住まいについて、老人ホームや高齢者向けの賃貸住宅など、既存施設の効率的な活用を図りますと計画には記載されております。これについても、現在の進捗状況と今後の取り組みをお伺いいたします。

- 議 長(佐藤 實君) 町長。
- 町 長 (齋藤 貞君) 高齢者の住まいの安定的な確保につきましては、現在、亘理町には 介護保険での施設サービスとなる特別養護老人ホームが4カ所、老人保健施設が1 カ所、グループホームが4カ所設置されております。また、サービスつき高齢者住 宅では、町内で3カ所開所している状況であります。

平成29年度には、平成30年度から32年までを計画期間とする第7期介護保険計画

の策定を進めてまいりますが、現在、開所されている施設の情報や、高齢者のニーズを把握するとともに、介護保険料が急激な負担増にならないよう考慮しながら、高齢者の住まいが安定的に確保できるよう、第7期介護保険計画へ盛り込んでいきたいと、そのように思っております。

- 議長(佐藤 實君) 高野 進議員。
- 6 番(高野 進君) 質問の中なんですけれども、総じて緒についたばかりなんですね。 模索している状況とお見受けいたします。

ここで、私の考えを申し述べます。

町民への周知も課題になりますけれども、まず、近隣の市町はもちろん、先進地 を視察するなどで、計画にもっと肉づけされることをお勧めいたしますが、いかが ですか。

- 議 長(佐藤 實君) 町長。
- 町 長 (齋藤 貞君) 亘理町の高齢者の住まいについてのご質問だと思うんですけれども、 私としては、町の規模からしては比較的完備されているのかなと思います。
- 議 長(佐藤 實君) 高野 進議員。
- 6 番(高野 進君) そういう答弁であれば、それで結構ですが、質問を結びます。

次年度、平成29年度、あるいは平成37年度までの計画自体は結構だと思いますが、 2月4日、1カ月ほど前です、東北大学病院主催、宮城県仙台市・県医師会等後援 の、これからの地域包括ケアに関するシンポジウムがございました。対象は医療関 係者、行政関係者、福祉関係者、学生、市民、私も参加いたしました。

その中で、絵に描いた餅にならぬようにと県医師会の要職にある方の発言が、助言というんですか、ありました。これを付言して、この一般質問は終わります。 次に、2つ目に入ります。

一般質問に対し「検討します」との答弁、その後についてであります。

「交流センターを現役場庁舎跡地あるいは近辺に設置を」、昨年の6月定例会で私は質問いたしました。町長のご答弁は、平成31年度に公共ゾーン、悠里館東です、で役場庁舎が竣工する予定となっている。これに伴い、現庁舎の全機能が移転すると、亘理駅西側に住んでいる方々は不便になる。これ、私が質問しているんですが、特に、交通弱者には大変である。不便性の解消のために、交流センターを現役場庁舎跡地あるいは近辺に設置してはどうかと質問したわけですが、町長のご答弁は

「現役場庁舎跡地を交流センターも含めた公共用地とするのを一つの選択肢と捉えています。もう少し時間をかけて検討していきます」、昨年の6月です。

さらに、これは質問でした。亘理地区区長会から交流センター設置の要望が出ている。内容は、役場庁舎移転に伴う窓口サービスの開設を願うということです。各種証明書の発行などでございますが、現庁舎付近の空洞化も懸念される。地域住民のつながりの活性化、高齢者同士のコミュニティーを図るためとして、亘理地区交流センターの建設要望がありました。これについて、町長は、将来的な視点に立って判断しました。先ほどの、もう少し時間をかけて検討していきます。将来的な視点に立って判断していきますとご答弁されております。役場庁舎は、平成31年度に竣工する予定です。あと3年しかないといいますか、どう検討し、判断されているのかお伺いをいたします。

議 長(佐藤 實君) 町長。

町 長 (齋藤 貞君) 昨年28年6月定例会におきまして「役場庁舎の全ての機能が移転すると、JR亘理駅西側在住の方々が不便になる。特に、交通弱者にとっては大変である。この不便性を解消するため、交流センターを現庁舎跡地あるいは近辺に設置してはどうか」とご質問いただき「跡地利用につきましては、新たな公共施設用地とするか、公園用地とするか、また民間などへの売却用地とするかは、今後、亘理駅西側周辺の活性化等を踏まえながら、さまざまな案を検討させていただき、その上で最善な方法で対処し、また、交通に不便を来す方々につきましては、地域交通バスの活用や、ルートの見直しを含め、不便が生じないように努めてまいりたいと考えております」と回答させていただきました。

現在も、庁舎におきまして、役場跡地の利活用については検討しているところであり、今後も引き続き、行財政状況や周辺環境、さらには行政サービスの必要について考慮し、また、地権者のご意向なども十分に配慮しながら、役場跡地の利活用については慎重に協議を重ねてまいりたいと思っております。

議 長(佐藤 實君) 高野 進議員。

6 番(高野 進君) たしか、昨年6月の答弁では、そのような趣旨でいただいておりますが、私、質問の要諦は、間断なく町民へ行政サービスを提供するため、これが要諦でございます。もう一つは、実は別角度なんですが、地権者の都合もあろうかと思います。現在、役場庁舎関係で敷地面積は約1万と6,000平米、うち借地してい

るのが、面積は4,921、いわゆる46.2%が借地しております。ちなみに、借地料ですか、約520万円。お三方いるわけですが、地権者は、民間の。やはり、生活の足しにされている方もいるはずです。そういうことも含めて、事前に前もってこういうふうに使っていきたいと、あるいは使わないといいますか、そういうふうに意思表示されるのも、一つの方法かなと思います。

つけ加えますと、昨年の6月に一般質問はしていると言いますけれども、私は、町長が就任されたのは、平成26年5月です。あれから3年近くなります。5月就任、6月に、私はやはり一般質問をしております。現庁舎がなくなれば、人の交流もなくなる。考え方として、中央児童センター隣地に交流センターを設置してはどうか。高齢者の集う場所にもなるし、近くにも病院があり、好都合だということ。そしてつけ加えて言いますと、現在、亘理町の総人口は約3万4,000人で、JR常磐線亘理駅から西のほう、この辺も含みます、南は大体南町、北は新井町の大部分といいますか、あと山手のほうですと桜小路になりますか、北鹿島もそう、桜小路、祝田、舘南、南町、そこに約25%の人たちが住んでおります。世帯数でいきますと、約1万2,000のうち26%の方々が暮らしております。私が先ほど申し上げましたように、役場庁舎移転に伴って、各種行政サービスの低下を恐れるということが質問の要諦だと申し上げました。

したがって、いろいろ検討している、十分わかりますけれども、先ほどから言っておる、そろそろ姿形が見えてもいいのではないか。なぜならば、これも26年6月定例会、町長のご答弁は、第5次総合発展計画の中で検討します。3年、間もなく過ぎます。いかがですか、町長。急がれたらどうかということでございます。

議長(佐藤實君)町長。

町 長 (齋藤 貞君) まずもって喫緊の課題というのは、役場、新しい庁舎の建設です。 これは何事もそうなんですけれども、ご自分のうちの建設にしても、やはり一番は、 うちの場合は家計ですし、町の場合は財政です。ですから、それを抜きにしては考 えられないわけでございまして、確かに、この跡地にぼんと交流センターが建てば いいわけなんですけれども、なかなか現在の町の現在の財政状況からすると、すぐ 結論を出すのは、財政面でちょっと難しいかなと。まずそれが1点でございます。

それともう一つ、今回の復旧復興を通じまして、町は非常にストックを持ちました。このストックが、これから、議員さん方にもこの間ご説明あったと思うんです

けれども、まずランニングコストがかかってまいります。ですから、新しいものを まず建てるということそのものについては、相当慎重にせざるを得ないかなと。交 流センターとか何とかについては、それはどうするかについては、ソフト面でござ いますから、行政面ですから、中央公民館もあくわけでございますから、それとも う一つ、建物としては、今の農林水産とか商工が入っているところ、下水道が入っ ているところがありますから、こういうところについては、当然、なくなった保健 福祉センターが、今、使えませんですから、そういった代替としての集会所ぐらい については、ある程度早く決定できるのではないかと思いますけれども、ご提案の、 ここを交流センターにしよう、それから地権者の方々には、今まで約1億6,000ぐ らい賃貸料を払っていると思います。ですから、その方々ご寄附いただくのであれ ば、またすぐできますけれども、それを新たに買ってやるということになると、こ の町の財政にも、ですから、簡単にはそう決められないということで、その辺につ きましては、もう少しやはり時間を、まずもって、今、喫緊のあれは公共ゾーンに 建てるやつをはっきり、やはり確実に進めていくと。ここの活性化なんですけれど も、よく言われるんですけれども、もとはやはり町の中心街、商店街としてですけ れども、私は、この地区というのは閑静な住宅地になってきたなと。住宅地として、 どういう利便性といいますか快適性を求めるかというのは、この地域の駅西のこれ からの課題かなというふうに認識しています。昔のように、商店といっても、商店 というのは、やはり商業というのは需要のないところに来ませんですから、絵に描 いた餅になってしまいますから、私はむしろ、閑静な住宅地として利便性をどう持 っていくかと、快適性をどう持っていくかと、この辺のまちづくりから考えるべき だと思っていますから、大変申しわけないんですけれども、もう少しやはり、内部 で検討させていただきたいと。当然、議員の皆さんともご協議させていただくとい うことで、ひとつ、ご了解いただきたいと思います。

議 長(佐藤 實君) 高野 進議員。

6 番 (高野 進君) 確かに町長おっしゃるように、新築しなくてもいいんですよね。交流センターの機能を持てれば。先ほど申されました、産業振興庁舎というんですか、いわゆる商工観光課とか入っているところ、あるいは、今、上下水道、東分庁舎、そういうのを改築というか、リフォームするなりというか、できるというふうに考えますので、それも選択肢の一つに入れているように伺いましたので、それも頭に

入れておきます。

以上で、私の質問を終わります。

議 長(佐藤 實君) これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告6番までとし、通告7番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(佐藤 實君) 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前10時から 継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時41分 延会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 安 藤 美重子

署 名 議 員 渡 邉 健 一